

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

英国内務省

国別政策及び情報ノート

イラク：国内移住、市民文書及び帰還

第8.0版

2018年10月

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

序文（略）

目次

分析

1. 重要な検討事項.....	4
2. 問題の検討.....	4
2.1 信憑性.....	4
2.2 難民条約上の理由.....	4
2.3 適用除外.....	5
2.4 法的背景.....	5
2.5 国内移住.....	6
2.6 文書の不足に起因するリスクの評価.....	10
2.7 帰還.....	15
2.8 証明.....	17

国別情報

3. 国別ガイダンス事案における証拠.....	18
4. イラク国民の帰還.....	18
4.1 バグダッドへの帰還.....	18
4.2 クルディスタン地域(KRI)への帰還.....	20
5. 文書.....	20
5.1 市民登録制度.....	20
5.2 重要書類の概観.....	24
5.3 国内避難民(IDP).	25
5.4 市民IDカード(CSID).	27
5.5 イラク国籍証明書(INC).	30
5.6 イラク国民IDカード(INIC).	32
6. 文書の再発行.....	33
6.1 支援.....	33
6.2 パスポート.....	37
6.3 市民IDカード(CSID).	37
6.4 イラク国籍証明書(INC).	42
7. クルディスタン地域(KRI)への入域.....	43
7.1 入域要件.....	43

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

7.2 居住要件..... 46

7.3 入域制限..... 51

8. クルディスタン地域(KRI)外の地域への入域..... 58

8.1 キルクークにおける入域制限..... 58

8.2 バグダッド及びイラク南部における入域制限..... 58

付属書A：駐英国イラク大使から英国へ宛てた書簡（2018年9月5日）

付属書B：駐英国イラク大使館から英国へ宛てた書簡（2018年10月2日）

バージョン管理

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

分析

更新日：2018年10月17日

1. 重要な検討事項

1.1.1 申請者は、

- (i) 登録している出身地に帰還できない場合、一般にイラクの他の場所に国内移住することができるかどうか
- (ii) ID文書がない結果として、資格指令（Qualification Directive）第15条(b)項/欧州人権条約（European Convention on Human Rights：ECHR）第3条違反となるほど深刻な危害を加えられる危険に晒されているかどうか
- (iii) （必要な渡航文書を所有している場合）イラクに無事帰還することができるかどうか

[目次に戻る](#)

2. 問題の検討

2.1 信憑性

2.1.1 信憑性の評価に関する情報については、[信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針](#)を参照されたい。

2.1.2 また、意思決定者は、庇護申請者が以前に英国査証又はその他の形態の在留許可を申請しているかどうかを確認しなければならない。査証に一致する庇護申請は、庇護面接を実施する前に調査しなければならない（[査証の一致、英国査証申請者による庇護申請に関する庇護指針](#)を参照）。

2.1.3 さらに、意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性を検討しなければならない（[言語分析に関する庇護指針](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

2.2 難民条約上の理由

2.2.1 国内移住することができない（かつ、その他の理由では難民条約上の理由により深刻な危害又は迫害を現実を受ける危険に晒されていない）者、書類が不足している者又は無事に帰還することができない者は、1951年国連難民条約の定義の範囲内に入らない。なぜなら、申請者の状況は実際の又は帰属された政治的意見、人種、宗教、国籍又は特定の社会的集団のメンバー（「難民条約上の理由」）に関係していないからである。

2.2.2 難民地位の認定に必要な難民条約上の上記5つの理由のいずれとも関係していない

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

場合、各事案において検討すべき問題は、特定の申請者が人道的保護（Humanitarian Protection：HP）の認定を受けられるほど深刻な危害を現実に加えられる危険に直面しているかどうかというものである。

2.2.3 難民条約上の理由及び特定の社会的集団に関する詳細なガイダンスについては、[信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針](#)を参照されたい。

2.2.4 特定の申請区分に関する情報と分析については、[イラクに関する国別政策及び情報ノート](#)を参照されたい。

[目次に戻る](#)

2.3 適用除外

2.3.1 申請者が深刻な人権侵害を受けているということが認められる場合、意思決定者は適用除外条項の一つ（又は複数）を適用することができるかどうかを検討しなければならない。とは言うものの、各事案は個々の事実関係と実体に基づいて審査しなければならない。

2.3.2 適用除外条項及び制限付在留許可に関する詳細なガイダンスについては、「[適用除外：難民条約第1F条に関する庇護指針](#)」及び「[制限付在留許可に関する庇護指針](#)」を参照されたい。

[目次に戻る](#)

2.4 法的背景

2.4.1 イラクに関する主要な国別指針事案は、2015年5月18~19日に審理され、同年10月30日に公布された[AA \(第15条\(c\)項\)\(改訂第2版\)\[2015年\] UKUT 544 \(IAC\)](#)（以下、「AA」という）である。この事案は、帰還、文書、国内移住及び安全に関する問題について判示しており、広範に亘って適用され、イラクに関する国別指針の全てに取って代わるものである（第204項(22)号）。

2.4.2 2017年6月、控訴裁判所（Court of Appeal：CoA）は、[AA \(イラク\)対内務大臣 \(Secretary of State for the Home Department\) \[2017年\] EWCA Civ 944](#)（以下、「AA 2017」という）事案において、AAの判示内容を1点修正した（[第2.6.18項](#)を参照）。AAの残りの判示内容は影響を受けていない。

2.4.3 もう一つの重要な国別指針事案は、2018年2月27~28日に審理され、同年6月26日に公布された[AAH \(イラク系クルド人 - 国内移住\) イラク CG UKUT 212 \(IAC\)](#)（以下、

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

「AAH」という)である。この事案は、AA 2017 における CoA の判決に添付されている国別指針のセクション C (市民 ID カード (CSID) に関するもの - [第 2.6.13 項](#)を参照) を補完し、セクション E (クルディスタン地域 (KRI) への帰還及び国内移住に関するもの - [第 2.5.10 項](#)を参照) に取って代わるものである。

[目次に戻る](#)

2.5 国内移住

a 国内移住全般

2.5.1 帰還した時点で迫害又は深刻な危害を加えられる危険に晒される申請者がその危険から逃れるために国内移住することができない場合、申請者が適用除外事項のいずれにも該当しなければ、庇護又は人道的保護 (HP) を与えることが適切である。

2.5.2 国内移住の検討に関する全般的な指針については、[信憑性の評価及び難民地位の認定に関する庇護指針](#)を参照されたい。

2.5.3 申請者が資格指令第 15 条(c)項の閾値を満たすイラク国内のいずれかの地に国内移住することは不当である。その状況が第 15 条(c)項違反に相当する可能性が高い地域に関する分析と情報については、[イラク：治安及び人道的状況](#)に関する国別政策及び情報ノートを参照されたい。

2.5.4 特定の申請区分に関する情報と分析については、[イラクに関する国別政策及び情報ノート](#)を参照されたい。

[目次に戻る](#)

b バグダッド及び南部諸県への国内移住

2.5.5 [AA](#) において、移民難民審判所 (Immigration and Asylum Chamber : IAC) の上級裁判所 (Upper Tribunal : UT) は、以下のように判示した。

「一般的に言って、申請者が紛争地域[アンバール (Anbar) 県、ディヤーラー (Diyala) 県、キルクーク (Kirkuk) 県、ニーナワー (Ninewah) 県、サラーフッディーン (Salah al-Din) 県、及び『バグダッド・ベルト地帯』(バグダッド市周辺郊外) の特定の地域、特にアンバール、ディヤーラー及びサラーフッディーンに隣接する地域と定義される]からバグダッド市又は...バグダッド・ベルト地帯[上述した地域ではない]の[特定の地域] に国内移住することが不合理である又は不当に過酷であることにはならない。」(第 204(14)項)

2.5.6 治安情勢に関する分析と情報については、[イラク：治安及び人道的状況](#)に関する国

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

別政策及び情報ノートを参照されたい。

2.5.7 また、[AA](#)において UT は、バグダッド及び「バグダッド・ベルト地帯」への国内移住を判断するに当たって、意思決定者は申請者が以下に掲げる事項に該当するかどうかを考慮に入れるべきであるという見解を述べた。

- 市民IDカード (Civil Status ID Card : CSID) を所有している又は取得することができる、
- アラビア語を話すことができる (アラビア語を話せない人々は職を見つける可能性がアラビア語を話せる人々よりも低い)、
- 生活するための場所と支援を申請者に提供できる家族又は友人がいる、
- 独身女性である (女性は職を探す際、男性よりも大きな困難に直面する)、
- ホテルの部屋を利用する又は宿泊施設を賃借するためのスポンサーを見つけることができる、
- 少数派コミュニティ出身である、
- 庇護を申請したが却下され、帰還した人々は国内避難民 (IDP) に通常与えられる支援を提供されることを示す一定の証拠があることを念頭に置いて、他の支援を受けることができる。 (第197項、第198項、第202項及び第204項(15)号)

2.5.8 [AAH](#)において UT は、バグダッド国際空港(Baghdad International Airport :BGW)の「近辺には」2つの検問所があることを確認した (第 135 項(5)号)。 [第 2.5.12 項](#)を参照

2.5.9 意思決定者は、南部諸県 (パスラ[Basra]、カルバラー[Kerbala]、ナジャフ[Najaf]、ムサンナー[Muthana]、ジーカール[Thi-Qar]、マイサーン[Missan]、カーディーシーヤ[Qadissiya]及びワースト[Wassit])へ国内移住することの合理性を検討するに当たって、申請者がバグダッドからその移住地まで移動することが安全かどうかを検討しなければならない。[AA](#)において UT は、「バグダッド空港から南部諸県まで移動する一般市民がその移住県に向かう途中で資格指令第 15 条(c)項に抵触するほど深刻な危害を加えられる現実的なリスクは存在しない」と判示した (第 204 項(16)号)。その状況が第 15 条(c)項違反に相当する可能性が高い地域に関する分析と情報については、[イラク：治安及び人道的状況](#)に関する国別政策及び情報ノートを参照されたい。

[目次に戻る](#)

c. クルディスタン地域 (Kurdistan Region of Iraq : KRI) への国内移住

2.5.10 一般に、KRIを出身地としないクルド人がKRIに国内移住することは可能である。様々な情報源はクルド人であれば自由にKRIに入ることができることを示唆している。しか

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

し、これは、個々の状況によって決まる可能性があるとする情報源もある（[クルディスタン地域（KRI）への入域 - 入域要件](#)を参照）。

2.5.11 [AAH](#)において、UT は以下のように判示した。

「有効な CSID 又はイラクのパスポートを所有している...[者]にとって、陸路、空路を問わずバグダッドから IKR[イラク・クルディスタン地域 - KRI の別名]へ移動することは手軽で実地的であり、[その者]が...迫害、深刻な危害又は第 3 条に定める虐待を受ける現実的なリスクに晒されることなくでき、また、移動の途中で直面する如何なる困難によっても国内移住が不当に過酷になるようなものではない。」（第 135 項(3)号）

2.5.11 また、UT は [AAH](#) において、以下のように判示した。

「[帰還者]は、CSID又は有効なパスポートを持たずに陸路でバグダットとIKRの間を陸路で旅をするに当たって相当な困難に直面する。空港のすぐ近辺にある2つの検問所を含め、途中には多数の検問所がある。[帰還者]... がCSIDも有効なパスポートも所有していない場合、警備職員が[帰還者の] 身元...を検証できるようになる時点まで[帰還者]が検問所で身柄を拘束される...現実的なリスクが存在する。検問所で身元を立証する[帰還者]の能力がない状態でバグダットとIKRの間を陸路で旅することを[帰還者]に ...要求するのは合理的でない。帰還者の身元を立証するには通常、男性家族の立ち合いと... [帰還者の]身元文書の提示が必要となるが、これは当局の指揮命令系統の上層部にいる「人脈（コネ）」に依頼することで達成できる可能性がある。

「IKR境界(陸地又は空路入口の[アルビール]国際空港(EBL)スレイマニヤ国際空港(ISU))に到達すれば... [帰還者] は通常クルディスタン地域（IKR）への入域を認められる。セキュリティチェックを受け、地元のムフタルへ届出ることを条件として、... [帰還者]は他の法的障壁や要件に晒されることなくIKRに入域し、居住することを認められる。クルド人にはスポンサー要件が課されない。

「... [帰還者]がセキュリティチェックを受ける際に虐待を受ける特別のリスクに晒されるかどうかは、ケースバイケースで評価しなければならない。リスクを高める追加の要因としては、次に掲げるものが挙げられる。(i) ISIL [イラク・レバントのイスラム国、別称ダーイッシュ]との関係が知られている家族の一員である、(ii) ISILと関係がある地域出身である、(iii) 戦闘年齢の独身男性である。[帰還者]... は最近英国から到着したという事実を証明できる可能性が高い。これにより、ISIL領土から直接到着したのではないかという連想を払拭させることができる。」（第135項（5～7）号）

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

2.5.13 駐英国イラク大使から内務省に宛てられた 2018 年 9 月 5 日付書簡は、「帰還者はバグダット国際空港[BGW]に到着した時点で、保有する全ての文書を検査され、(問題がないことを確認された上で、) 丁重に迎え入れられる。また、帰還者は証明レターを提供される可能性がある。」ことを確認した。また、同大使は、「陸路[で向かう場合を含め]帰還者の最終目的地まで旅を続けるために」レセパセ又は「証明レター」を利用することができ、また、「他の指定検問所を通過する際にもこの証明書が役立つ」ことを確認した([付属書 A](#) を参照)。

2.5.14 「証明レター」に関する情報は、駐英国イラク大使館からの 2018 年 10 月 2 日付書簡で確認することができる([付属書 B](#) を参照)。

2.5.15 また、UT は [AAH](#) において、以下のように判示した。

「したがって、意思決定者は、各事案における個々の状況に慎重な検討を加えなければならない。たとえば、一時的に滞在できる住居を有している又は文書上に記載されている男性家族と連絡が取れるような良い立場にいる友人や親族がバグダッドにいる又は本人のために市民登録局へ出向くことができる立場にいる若しくは新たな CSID を取得するために必要な書類の大半を既に所有している者が故郷にいる帰還者の場合、その帰還者は必要文書を確保するまでの間、バグダッドにとどまることを見込むのは不合理なことではないと考えられる。これとは反対に、バグダッドに人脈が一切なく、証明書を一切有しておらず、その家族自体も支援できるような立場にない帰還者は、バグダット空港と IKR の間にある様々な地点で繰り返し長期間に亘って勾留される恐れがある。当裁判所は、これが国内便の地にアクセスするための「合理的な」手段になるとは考えていない。」(第 116 項)

2.5.16 意思決定者は、非クルド人にとって KRI への国内移住が選択肢になり得るかどうかを詳しく検討しなければならない。KRI に国内移住する帰還者の能力は、それぞれが置かれた状況に依存する([イラク・クルディスタン地域 \(KRI\) - 入域要件](#) 及び [入域制限](#) を参照)。

2.5.17 UT は [AAH](#) において、「許可証の取得を要求される者は、アラブ人、トルクメン人及びキリスト教徒のみである」(第 121 項) と判示した。意思決定者は、各事案をその事実関係に基づいて検討しなければならない。

2.5.18 意思決定者は、KRI 地域における治安情勢と人道的状況に関する情報及び分析について、「[イラク：治安情勢及び人道的状況](#)」に関する国別政策及び情報ノートを参照すべき

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

である。

[目次に戻る](#)

2.6 文書の不足に起因するリスクの評価

a. 全般的なポイント

2.6.1 申請者がECHR 第3条に違反するような人道的状況を回避することができるかどうかを決定するに際して、申請者が身分証明書を取得（又は再取得）できるかどうかを判断することが決定的に重要である。

2.6.2 該当する場合、意思決定者は申請者が文書（特に、市民 ID カード（CSID））を取得できるかどうかを判断するため、本節を慎重に読み取らなければならない。意思決定者は、イラクの市民及び渡航文書を取得する手続きが複雑で、堂々巡りになる可能性があることに留意すべきである。たとえば、申請者はパスポートを取得するために CSID を必要とするが、CSID を申請する際の裏付資料としてパスポートを利用することができる。

2.6.3 駐英国イラク大使は、2018 年 9 月 5 日付書簡で、「大半の」帰還者は「これまで開示されていない可能性がある国民 ID カードの写しを所有しているかもしれない」と述べている（付属書 A を参照）。

2.6.4 必要文書を合理的に取得できない理由を明らかにする責任は、申請者にある。

[目次に戻る](#)

b. 市民 ID カード（CSID）

2.6.5 CSID は、申請者を資金支援、雇用、住宅及び医療などのサービスにアクセスできるようにするための重要な文書である。また、CSID は他の文書を取得するための入り口でもある（市民 ID カード（CSID）を参照）。

[目次に戻る](#)

c. 英国で CSID を取得する方法

2.6.6 [AA](#)において、UTは以下のように判示した。

「...英国に住んでいるイラク人は、現在の若しくは期限切れのパスポートを提出し、及び/又はその家族の登録詳細が記載された記録簿とページ番号の情報を提供することができる場合、イラク大使館の領事課を通じてCSIDを取得することは可能である。そのようなパスポートを所有していない又は関係する家族の登録詳細情報を提出できない申請者の場合、イラクにいるいずれかの者に委任状を渡し、委任された者がその後、申請者の故郷の県の

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

住民登録事務所（Civil Status Affairs Office）から申請者のCSIDを取得するプロセスを踏むという方法を取ることができる」（第177項）。

2.6.7 2016年5月に国連難民高等弁務官（UNHCR）から得た情報が示唆するところによると、委任状はバグダッドにいるIDPの代表者宛に発行することができず、そのような者は、申請者自身を民事局に直接出向かせ、そのCSIDを再取得させる必要がある（[文書の再発行 - 支援](#)を参照）。

2.6.8 また、UTはAAにおいて、「CSIDを取得したいと願う者が第15条(c)項に違反するレベルの深刻な危害が発生している地域の出身である場合、イラクからCSIDを取得するプロセスは著しく妨げられる可能性が高い」と判示した（第177項）。

[目次に戻る](#)

d. イラクでCSIDを入手する

2.6.9 UTはAAにおいて、「帰還が可能である[第2.7.7項を参照]が... [申請者が] CSIDを有していない場合、[申請者は] ...一般的に言って、イラクのパスポート（有効、失効を問わない）を持っていれば、それを使って...[申請者の]故郷県の住民登録事務所からCSIDを取得できるはずである。...[申請者が]そのようなパスポートを所有していない場合、CSIDを取得する[申請者の] ...能力は、[申請者の]情報（及び...[申請者の]家族の情報）...が記載された記録簿のページと巻の番号を...[申請者が]知っているかどうかによって決まる可能性がある。...関連ページに記載されている者が[申請者]であることを政府職員に説得する[申請者の] ...能力は、[申請者] ...を保証する用意がある家族又はその他の個人を[申請者が] 有しているかどうかにかかっている可能性が高い。」（第204項(12)号）

2.6.10 2016年5月にUNHCRから得た情報が示唆するところによると、CSIDを再取得するためには様々な文書が必要である（[文書の再発行 - 市民IDカード（CSID）](#)を参照）。

2.6.11 国連の保護・支援・社会復帰センター（Protection, Assistance and Reintegration Centres: PARC）は文書の再請求を支援できる可能性がある（[文書の再発行 - 支援](#)を参照）。

2.6.12 AAにおいて、UTは以下のように判示した。

「...CSIDを取得する[申請者の] ...能力は、[申請者の]出身県が第15条(c)項に定める深刻な危害がもたらされている地域であるために、...出身県の住民登録事務所に行くことができないならば、著しく妨げられる可能性が高い。資格指令第15条(c)項に違反するレベルの無差別暴力が発生している結果、モスル、アンバール及びサラーフディーンの民事局につ

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

いては、その代替事務所がバグダッドに設立されている。提示されている証拠は、バグダッドにある『中央アーカイブ (Central Archive)』が實際上、必要としている人々に CSID を交付できることを証明していない。しかしながら、バグダッドには国民地位裁判所 (National Status Court) があり、...[申請者は]身元の正式認定をこの裁判所に申請することができる。ただし、この裁判所の正確な運営状況は不明である。」(第 204 項(13)号)

2.6.13 2016 年 5 月に UNHCR から得た追加情報は、ニーナワー県の特定の地域の民事局に代わる事務所がドホーク (Dohuk) 県、カルバラ県及びナジャフ県を含むイラクの他の地域に設立されていることを示唆している ([文書の再発行 - 支援](#)を参照)。

2.6.14 UT は [AAH](#) において、以下に掲げるような指針を出して、AA 2017 における CoA の判決に添付されている国別指針のセクション C を補完した。

「イラク国籍の帰還者 (P) が新たな CSID を取得するのが依然として可能である一方、... [帰還者が] そうできるかどうか、又は合理的な時間内でそうできるかどうかは、個々の状況によって決まる。検討すべき要因としては、以下が挙げられる。

i) ... [帰還者が] その他の形態の文書を所有しているかどうか、又は住民登録簿のどこに本人の記録が記載されているかに関する情報を有しているかどうか。INC [イラク国籍証明書]、パスポート、出生/結婚証明書又は失効した CSID は全て実質的に有用であろう。これらの文書の一つ又は複数を所有している者にとって、取得プロセスは単純明快なはずである。レセパセはこの目的に関して、当てにすべきでない。レセパセは利用できる他の形態の ID がないときに発行できるものであり、家族の記録にまで「遡る」上で全く役に立たず、また、バグダッドに到着した時点で没収されてしまうからである。

ii) 関係する住民登録事務所の場所。この事務所が ISIL [イラク・レバントのイスラム国、別称 ISIS 又はダーク・イッシュ] が占領している又は以前占領していた地域にある場合、業務を運営できているのかどうか。

iii) ... [帰還者] の市民登録に付き添うことができる又は付き添う用意がある男性の家族がいるか。登録制度は父系をベースにしているため、親族が母方なのか父方なのかを検討することが関係してくる。CSID を所有している母方の叔父であれば、帰還者の母親の原登録地を突き止めるのを支援できるであろう。そこから母親が結婚した時点でその記録が移転された先に辿っていくが必要になる。また、イラクの多数の IDP 自身が文書を所有していないということを念頭に置かなければならない。これが当てはまる場合、IDP は支援をすることができないであろう。文書再発行のプロセスを支援する男性の親族がいない女性、極めて深刻な障壁に直面すると考えられる。なぜなら、職員はそもそも彼女のように

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

な事案の処理を拒絶しかねないからである。」(第135項(1)号)

2.6.15 2018年9月、駐英国イラク大使は、「市民記録は各行政区域の住民登録事務所がデジタル処理をして全て保存しているので、登録簿とページ番号を参照して帰還者の身元を特定する際に閲覧することができる。」ことを確認した([付属書 A](#) を参照)。

2.6.16 UT は [AA](#) において、「提示されている証拠は、バグダッドにある『中央アーカイブ』が実際上、必要としている人々に CSID を交付できることを証明していない。しかしながら、バグダッドには国民地位裁判所があり、...[申請者は]身元の正式認定をこの裁判所に申請することができる。ただし、この裁判所の正確な運営状況は不明である。」と判示した(第204項(13)号)。しかしながら、2018年10月、駐英国イラク大使館は「バグダッドには、何らかの形態の損傷又は破壊が起きた場合に備えて、全ての市民記録を保存しておくバックアップ用中央登録簿がある。このバックアップ用市民登録簿(マイクロフィッシュ)は1957年からの記録を全て対象としている。」と伝えている([付属書 B](#) を参照)。

[目次に戻る](#)

e. イラク国籍証明書 (Iraq Nationality Certificate : INC)

2.6.17 イラク国籍証明書 (INC) はもう一つの重要な文書であるが、CSID ほど重要ではない。UT は [AAH](#) において、INC は単に「所有者はイラク市民であることを確認するという機能しか果たしていない。INC は、CSID が持つ実質的な重要性を有していない。...CSID を所有しているイラク人は、INC を再発行してもらうために CSID を通常利用することができ、ともかく、INC がいない場合でもあっても、社会で活動する本人の能力に特別の影響を及ぼすことは全くないと考えられる。反対に、INC を所有していれば、所有者が紛失した CSID を再発行してもらう際に役立つ。」と判示した(第95項) ([イラク国籍証明書\(INC\)](#) も参照のこと)。

2.6.18 INC の取得 (又は再取得) 方法に関する情報については、[文書の再発行 - イラク国籍証明書 \(INC\)](#) を参照されたい。

[目次に戻る](#)

f. イラク国民 ID カード (Iraq National ID Card : INID)

2.6.19 イラク国民 ID カード (INID) は、INC 及び CSID に取って代わるものである。しかしながら、旧 ID は依然として受け入れられており、INID は今までのところ、KRI の市内 (郊外ではない) で実施されているに過ぎない。該当する場合、意思決定者は申請者がこの文書を取得できるかどうかを慎重に検討しなければならない([イラク国民 ID カード \(INID\)](#) を参照)。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

[目次に戻る](#)

g. 申請者が CSID を取得できない場合

2.6.20 (a) CSID を再発行してもらうことができず、また、(b) 家族又は他者から支援を受けることもできない申請者は、サービスを利用する上で著しい困難に直面する可能性が高く、また、ECHR 第 3 条 / QD 第 15 条(b)項違反に相当するほど深刻な極貧状態を招く可能性が高い人道的状況に陥る可能性が高い。このような状況においては、人道的保護 (HP) を与えるのが適切である。

2.6.21 UT は [AA](#) において、申請者が CSID を所有していないために極貧に陥る危険に晒されるかどうかに関する評価は、帰還が可能な場合に限り行うべきである、と判示した。しかしながら、この立場は、[控訴裁判所 \(CoA\) が 2017 年 6 月に下した判決](#)により覆された (付属書 : C 9)。今や、意思決定者は「帰還の可能性」(申請者が帰還できるかどうか)の如何を問わず、CSID を所有していないことから生じるリスクを評価しなければならない。

2.6.22 申請者が以下の全てに該当する場合、申請者は保護に対するニーズを立証したことにはならず、意思決定者は[裁量的在留許可 \(Discretionary Leave : DL\) 方針](#)の適用を検討し、適切と判断すれば、イラクに帰還する申請者の能力を将来検証するまでの間、この方針に従って申請者に在留許可を与えるべきである。これは、極めて特殊な状況である。意思決定者は、申請者の帰還が不可能であると判断する前に、合理的に判断して申請者が渡航文書を取得できるのかどうかを詳しく検討しなければならない。

- パスポート又はレセパセを取得できず (すなわち、帰還ができない)
- 身分証明書 (CSID を含む) を取得できず、かつ、
- 身分証明書がないことを理由として極貧に陥る現実的な危険に晒されると主張している。

2.6.23 上述した状況にある申請者は、帰還の可能性と身分証明書がないことに起因するリスクの間に関係性があるという理由で保護に対するニーズを立証できなかった。申請者がパスポートを取得すれば、このことは CSID を取得する申請者の能力にプラスの影響を与えることになる。

2.6.24 帰還できるが、身分証明書がないために極貧に陥る現実的な危険に晒されている申請者には、HP を与えるべきである。これは、理由の如何を問わず申請者の帰還が可能になった場合に当てはまることに留意すべきである。しかしながら、帰還が可能な申請者が CSID を取得できる可能性は高い。これは、パスポートが CSID への道だからである。もう一つの方法として、申請者が LP に基づいて帰還する場合、申請者は既に CSID を所有し

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ている可能性がある。これは、CSID が LP への道だからである（[第 2.7.11 項](#)を参照）。

[目次に戻る](#)

2.7 帰還

a. 帰還地

2.7.1 UT は [AA](#) において、「イラク・クルディスタン地域 (IKR) の元住民の帰還地は IKR になり、他の全てのイラク人はバグダッドになる。」と判示した（第 204 項(5)号）。

2.7.2 UT は [AAH](#) において、「現在、イラク・クルディスタン地域 (IKR) への国際便はない。英国からの帰還者は全て、バグダッドへ向かうことになる。」と判示した（第 135 項(2)号）。しかしながら、イラク政府は現在、クルディスタン地域（への国際便の禁止措置を撤廃している（[イラク・クルディスタン地域 \(KRI\) への帰還](#)を参照）。

2.7.3 UT は [AAH](#) において、「[申請者は] ...CSID 又は有効なパスポートのいずれかがなければ、バグダッドと IKR の間の国内便に搭乗することができない。」と判示した（第 135 項(4)号）。

2.7.4 控訴裁判所 (CoA) は [SG \(イラク\) \[2012 年\] EWCA Civ 940](#) において、「意思決定者及び審判所判事は、国別指針事案の判決事項を考慮に入れ、それに従わないことを正当化するような説得力がある証拠によって裏付けられた極めて強固な根拠が提示されない限り、その判決事項に従うことを義務付けられる。その判決事項に従わないことは、法律の瑕疵に相当することになる。」と判示した（第 47 項）。

2.7.5 駐英国イラク大使は、2018 年 9 月 5 日付書簡の中で、バグダッド国際空港 (BGW) で国内便に搭乗するためにレセパセ又は「証明レター」が利用できることを確認した（[付属書 A](#)を参照）。内務省は、これが空港手続きに関する公式確認であるので、この証拠は第 135 項(4)号で説明された AAH の判決内容から逸脱するために必要な説得力のある証拠によって裏付けられた極めて強固な根拠に相当すると確信している(上記第 2.7.3 項を参照)。

2.7.6 イラク大使館の 2018 年 10 月 2 日付書簡は、「バグダッドから KPG 又はイラク国内のいずれかの都市へ旅を続ける全ての帰還者に同じ手続きが適用され」、また、「バグダッド国際空港では、帰還委員会の代表者がいつでも対応できる状態にあり、帰還者を迎え入れる用意ができています」ことを確認している（[付属書 B](#)を参照）。

2.7.7 これまでは KRG 当局が入国管理に責任を負っていた。しかし、現在、イラク全体の移民問題に関して決定する権限はバグダッドの当局に一元化されている。自発的に帰還

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

しない KRI の元住民は、一旦バグダッドへ送還され、そこから最終目的地まで移動することになる。渡航文書を取得する用意がある者は、バグダッドを経由せず自発的に KRI (アルビール[Erbil]又はスレイマニヤ[Sulaimaniya]) へ帰還することができる。

[目次に戻る](#)

b. 渡航書類

2.7.8 UT は [AA](#) において、「イラク当局は、[英国にいるイラク国民 (P) が] ...[P]に関する現在又は期限切れのイラク・パスポート又はレセパセを所有している場合に限り P がイラクに入国するのを認める。」と判示し (第 204 項 (5)号) また、「これらの証明書を所有していなければ、如何なるイラク人も帰国することができない。」と判示した (第 204 項(6)号)

2.7.9 パスポートとレセパセは渡航文書であり、サービスを利用できるようにする市民 ID カード (CSID) のような市民文書と混同すべきではない (ただし、この 2 種類の文書は関係している)。申請者がパスポート又はレセパセを所有している場合、帰還することは**可能である**。

2.7.10 UT は [AA](#) において、「... [申請者が]レセパセ又は期限切れのパスポートでイラクに帰還した場合、... [申請者は]現在のパスポート又は他の形態の有効な身分証明書を所有していないことを理由に到着地で深刻な危害を加えられる危険に晒されない。」と判示した (第 204 項(10)号)

2.7.11 申請者が現在又は期限切れのパスポート又はレセパセを所有していない場合、帰還することは不可能である。これは、帰還に関する技術的な障壁であり、申請者に在留許可を与える理由自体にはならない。

2.7.12 イラク中央当局によると、パスポートを取得するためには、(18 歳以上の) 者がイラク領事館に出向き、以下に掲げる書類を全て提示しなければならない。

- 市民 ID カード (CSID)
- イラク国籍証明書
- 居住証明カード (イラク国外にいる申請者) (([文書の再発行 - パスポート](#) を参照))

2.7.13 レセパセ用の申請書は、駐英国イラク大使館がケースバイケースで検討する。申請者は、以下に掲げる書類のいずれかを提示する必要がある。

- 市民 ID カード (CSID)
- イラク国民カード (INC)

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

- 旧パスポートの写し及びパスポートが紛失した又は盗まれたことを確認する報告書（AA 第 170 項）

2.7.14 英国で刑期を務めたイラク人外国犯罪者（Iraqi Foreign National Offenders : FNOs）は、内務省がイラク大使館と連携して運営するインタビュー・文書化制度に登録した際にレセパセを発行してもらうことができる。「[国別帰還ガイド（Country Returns guide）: 2018 年 7 月](#)」を参照されたい。

2.7.15 たとえば、申請者が身元を証明するために文書を提出したことは確認するが、その身元及び/又は文書を確認又は発行することができなかったことを証明するイラク大使館からの書簡などによって、必要な文書を取得することができないという主張を立証するために必要な書面証拠を提供する責任は申請者にある。

[目次に戻る](#)

2.8 証明

2.8.1 申請が却下される場合、その申請が 2002 年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002）第 94 条に基づき「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性は低い。

2.8.2 証明に関する詳細指針については、「[2002 年国籍、移民及び庇護法第 94 条に基づき、保護及び人権申請を（明らかに根拠のないものと）証明する行為](#)」を参照されたい。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

国別情報

更新日：2018 年 10 月 17 日

3. 国別ガイダンス事案における証拠

3.1.1 国別指針事案の AA(第 15 条(c)項)(改訂第 2 版)[2015 年] UKUT 544 (IAC)、[2017 年] EWCA Civ 944、[2017 年] WLR (D) 466 及び AAH (イラク系クルド人 - 国内移住) イラク CG UKUT 212 (IAC)で用いられている証拠に関する詳細情報については、判決及び付属書 (Determination and the Annexes) に目を通されたい。

[目次に戻る](#)

4. イラク国民の帰還

4.1 バグダッドへの帰還

4.1.1 イラクへ帰還するためには、有効なパスポート、期限切れのパスポート又はレセパセ (イラク大使館が発行する緊急時用渡航文書) が必要である。イラク当局は 2011 年 10 月にこれらの手続きを導入した。EU レターは現在、バグダッドへの帰還に関して受け入れられていない。

4.1.2 駐イラク英国大使館は 2012 年 4 月 8 日付書簡の中で、強制送還される帰還者に対する文書再発行プロセスに一切関与していないと伝えた。この書簡では、当時の英国国境局 (UK Border Agency)(現在の内務省) がイラク国民の送還を執行しようとした際、対象者はイラクの上級入国管理官と面接する必要があったが、面接をしたとしても、依然として現在のパスポート若しくは期限切れのパスポートを所有しなければならず、又はレセパセを所有していなければならない可能性もあった。

4.1.3 また、英国大使館の同書簡は、バグダッド国際空港 (BGW) に到着した時点で、全ての乗客は国籍の如何を問わず、その生体に係る情報を捕捉されたと伝えている。

4.1.4 英国大使館の同書簡は、「新制度 (すなわち、EU レターでは帰還できないというもの) が導入されて以来、これまでイラクに到着した時点で身柄を拘束されたという事例はない。多くのチェックアンドバランスが働いているため、新たに改正された手続きにより帰還者が到着時に身柄を拘束されることはない。これは、帰還者がその身元と国籍に関して書面による十分な証拠を有しているからであるというのが当大使館の見解である。」と結論付けている。

4.1.5 また、同書簡は以下のように伝えている。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

「私は、BIAP [Baghdad International Airport : バグダッド国際空港]で手続きを申請するに際して、（たとえば、特にクルド人を標的にして）民族的又は宗教的差別が行われたという報告をこれまで聞いたことがない。クルディスタン地域出身のクルド人帰還者はイラク市民であるので、イラク国内のどの地域にも帰還できるという事実を理解することが重要である...強制送還されるクルディスタン地域出身帰還者が BIAP を経由して送還される場合、このような帰還者は BIAP 到着について事前承認を得ており、かつ、有効な若しくは期限切れのパスポート又はレセパセ・パスポートを所有しているという事実を理解することが重要である。入国管理事項と関係がない犯罪活動によりこのような帰還者に対し発付された逮捕状で未解決のものが一切残っていないと仮定すれば、このような帰還者は身柄を拘束されず、クルディスタン地域まで護衛されることもないであろう。」

4.1.6 2012年4月、イラク難民・移民省(Ministry of Displacement and Migration : MoDM) は英国大使館に対し、たとえ違法に出国していたとしても帰還した時点で逮捕されるイラク人は誰もいないと伝えた。この唯一の例外は、罪を犯しており、逮捕のために令状が発付されている場合であろう。そのような状況の下での身柄拘束は、BIAPから2キロ離れた場所にあるイラク警察が行うとMoDMは語った。さらに、同書簡は、次のように伝えている。

「BIAP 内に勾留施設はない。最も近い施設は数キロ離れた場所にある小規模な警察署である。当大使館が連絡を取ったいずれの組織も、施設について説明できなかったが、強制帰還者も自主帰還者も到着時に身柄を拘束されることはない」と MoDM は強調した。また、当大使館が連絡を取ったいずれの組織も、強制帰還者が勾留されたことが過去にあったかどうかについて詳述できなかった。国際移住機関(International Organisation of Migration : IOM) は、帰還者が特にレセパセ文書で帰還した場合、『問題を抱えた』すなわち、『長時間に亘って尋問された』と聞いたことがあった。このような事例が過去にあったとしても、これはイラクの新政策が(2011 年 10 月に) 実施される前、すなわち、帰還者がパスポートを所有していない場合はレセパセ文書の取得を義務付けていた頃の話である。『援助による自主帰還(Assisted Voluntary Returns)』プログラムの下で非営利の人道援助機関であるカンディル(Qandil) が管理してきた事案は全て納得のいく形で処理されていることをカンディルは確認している。」

4.1.7 駐イラク英国大使館の 2012 年 1 月付書簡は、次のように説明している。「MoDM 及び MOI (Ministry of Interior : 内務省) が語ったところによると、彼ら[有効な若しくは期限切れのパスポート又はレセパセを所有している者] は、自宅に向かっていることを説明すれば、イラクの警備検問所を通過することができる。同様に、彼らは本人の記録が正規の

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ものになるまでの間、不動産を賃借し、友人若しくは親族の家に滞在し、又は一時的にホテルに宿泊することができる。」

4.1.8 駐イラク英国大使館の2012年4月7日付書簡は、以下のように伝えている。

「MOI 及び MoDM は当大使館に対し、帰還者は自宅又は仮宿泊施設に向かう途中にある検問所を通過するには、まずこれらの文書のいずれか[有効な若しくは期限切れのパスポート又はレセパセ]があれば十分である。その後、帰還者は正規の市民 ID カードを取得する必要がある。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)/国際救済委員会(International Rescue Committee : IRC)は、期限切れのパスポート又はレセパセ渡航文書があれば検問所の通過を認めるというイラクの方針を知らなかったと語った。UNHCR/IRC/カンディル及び当大使館の知る限り、これまで空港当局がファシリテーション・レター（検問所の通過を容易にするためのレター）を提供した事案はないが、当大使館は MoDM 及び MOI から、初回入国及び帰還時には検問所の通過が認められており、既に多数の人々が期限切れのパスポートを用いて無事に帰還していると伝えられている。」

4.1.9 これは、駐イラク英国大使館からの 3 通目となる 2012 年 4 月 8 日付書簡により裏付けられた。UNHCR バグダッドの 2011 年 11 月付文書は、「空港では如何なる[市民]文書も発行されないが、帰還者が出身地/国内移住地に帰郷/移動するのを容易にするためにレターが発行されるだろう。」と伝えている。

4.2 クルディスタン地域（KRI）への帰還

4.2.1 アルビール国際空港（Erbil International Airport：略称 EBL）とスレイマニヤ国際空港（Sulamaniyyah International Airport：略称 ISU）の間で国際便が運航されている。

[目次に戻る](#)

5. 文書

5.1 市民登録制度

5.1.1 UNFPA（国連人口基金）が資金拠出したイラクへの現地視察に基づき、カナダ人口研究（Canadian Studies in Population）が 2014 年に公表した文書は、出産、死亡、結婚及び離婚の全てに係る事項が家族登録簿上で更新されていると説明している。同文書の説明によると、家族記録は daa'ira（地元の住民登録事務所）で保管されている。住民登録事務所では、たとえば、出産、結婚又は離婚など新たな出来事は手作業で家族登録簿に記録される。

5.1.2 登録官は次に掲げる情報を記録する。通し番号、氏名、肩書、父親の氏名、母親の

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

氏名、性別、世帯主との関係、職業、識字能力、宗教、出生日、出生地及び登録日。

5.1.3 同文書は、家族の記録が3つの独自の情報マーカー、すなわち、sijil（家族記録）番号、sahifa（家族ページ）番号及びdaaira（地元の住民登録事務所）に基づいて正確に維持されていると説明している。同文書は、以下のように記述している。

「家族のいずれかに起きる重要な出来事は全て、この『家族ページ』に記入される。これは、子どもが結婚し、自らの家族を作るまで続けられる。子どもが家族を作った場合、その子どものために新たな『家族ページ』が開設される。この画期的な制度を通じて、誰かの記録を探すのに僅か 5 分程度しかかからない。この ID 制度から、3 つの ID が生成される。すなわち、市民登録 ID、国民 ID 及び居住 ID（自宅の場所）である。地元事務所におけるこれらの文書の保存期間は 20 年である。2011 年 4 月現在、イラクには 275 の市民登録局（クルド自治政府内の 30 を含む）がある。」

5.1.4 同文書は、登録簿が一杯になった（各登録簿はおよそ 200 家族のデータを含む）場合、その登録簿はスキャンするために本部へ送付され、スキャン後は保管するために地元事務所へ返却されるとコメントしている。また、同文書によると、本部は「スキャンすることで一般に最新のデータを有しており、未処理のデータは一切残されていない」。さらに、本部には「1934~1947 年に関して別個の保存記録が存在している」一方、1948~1957 年の情報はスキャンされ、CD に保存されていると同文書が伝えている。1958 年から本情報ノート執筆時点（2011 年）までの記録については、スキャンされた画像が外付けハードディスクドライブ（各県につき 1 台）に保存されていた。しかしながら、同情報源は、「1978 年まではバックアップをとっていたが、職員不足の問題があって、1978 年以降はバックアップがない。」と追記している。

5.1.5 処理は電子的でなく手作業だったので、記録が更新されるまで若干のタイムラグが生じる。「処理にかかる時間は、出来事の登録から証明書が「daaira」に到着し、家族登録簿へ記録される時点までどのような経路を辿るのかによって異なる。」

5.1.6 駐イラク英国大使館からの 2012 年 4 月 7 日付書簡は、イラク全域に亘って広範な住民登録事務所（Civil Status Office）ネットワークが張り巡らされており、各地区（県の下位区画）又は Nahyas（小地区）に地元の ID 事務所があると説明している。同書簡は、情報が住民登録事務所の地元記録簿に保存されており、また、市民 ID カード上にも記載されている「記録簿ページ番号」を用いて情報を参照できるようになっていることを再確認した。結婚した場合、妻の市民記録は移転されて夫の記録簿（彼の家族のページ上）に組み込まれる。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

5.1.7 ノルウェーの出身国情報センターであるLandinfoの2014年1月23日付報告書も、全ての個人データが家族の居所近くにある地元の人口登録事務所が管理する家族登録簿に記入されることを確認した。同報告書は、人口登録事務所（非公式には住民登録事務所若しくは民事部[Civil Status Departments]又はJinsiyaと呼ばれている）が300以上あると伝えている（カナダ人口研究[Canadian Studies in Population]の文書は275としている）。しかしながら、Landinfoの報告書は、各家族が独自の登録番号を有し、それは個人のIDカードに記載されていることを裏付けた。また、同報告書は、イラク人であれば誰でも家族登録簿にある本人のページの写しを取得することができることを確認した。

5.1.8 家族登録簿は、非公式な英語翻訳名にすると、家族記録簿（family book）、家族センサス（family census）、家族登録簿57（1957年にセンサスを実施した後、イラクに市民登録を導入した1957年法に因む）など幾つかの同義名がある。

5.1.9 駐イラク英国大使館からの2012年1月22日付書簡は、MoDM、MoI、IOM及びIRCから得た情報に基づき、市民ID記録が地元で保存されていることを裏付けている。

5.1.10 IOMの2014年8月付「国別ファクト・シート：イラク」には、KRIとバグダッドにある民生部（Department of Civil Affairs）の住所が記載されている。

5.1.11 また、駐イラク英国大使館の2012年4月7日付書簡は、バグダッドにアーカイブ（記録保管所）制度が存在していることを確認して、次のように記述している。「これらの機関で何らかの手続きを終えた後、市民の身元記録は記録が保管される機関に加え、中央アーカイブ内のマイクロフィッシュにも保存される。これにより、たとえば、バスラの市民事務所にある記録が破棄された場合であっても、バグダッドにあるマイクロフィッシュから写しを得ることが可能である。したがって、個人の市民ID記録が紛失するという事態は極めて稀にしか起きない。」

5.1.12 また、同情報源は、NGOのカンディルからの情報を引用し、「...たとえ家族がその文書を全て紛失したとしても、中央アーカイブから写しを入手することができる。」と伝えている。

5.1.13 同様に、Landinfoの2014年1月23日付報告書が確認したところによると、家族登録制度は電子処理されていないが、地元の人口登録事務所はバグダッドの中央人口登録機関に情報を送付している。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

5.1.14 英国大使館の 2014 年 12 月 4 日付書簡は、ID のバックアップ記録がバグダッド中央アーカイブに保存されていることを強調した上で、「中央アーカイブに保存されている記録は、原本のときほど効率的又は迅速に閲覧することができないものの、ID を検証する際の代替的な手段を提供する。」と説明している。

5.1.15 カナダ人口研究の論文（2014 年）は、イラクの記録制度が複数の理由から類のないものであると記述している。まず、情報を並行的に記録することを可能にする多重記録保持システムとなっている。第二に同じ形態の写しが複数の場所に保存されている。これにより「... 紛失した場合にその形態の情報の写しが入手しやすくなり...」文書の偽造がより困難になる。第三に、イラクの記録制度は、「個人ではなく、家族を登録制度の中核に」据え、制度に永続性と継続性を与えている。

5.1.16 同情報源は、以下のように伝えている。

「...イラクの市民登録（Civil Registration：CR）/人口動態統計（Vital Statistic：VS）制度は概して損傷を受けておらず、その機能性を維持している...この中核的テーマは 2006 年に Burnham と同僚が 2003 年の侵攻後におけるイラクの死亡率に関して実施した調査の結果で一部裏付けられている（Burnham 他、2006 年）。この調査データにより、同調査で報告された死者 545 人のうち、501 人に対して死亡証明書が発行された（91.9 パーセント）ことが明らかになった。侵攻前期間と侵攻後期間に従ってこのデータの内訳を分析した結果、侵攻前に記録された死者 77 人の 92.2 パーセント、及び侵攻後に記録された死者 469 人の 91.7 パーセントについて死亡証明書をそれぞれ入手できたことが判明した（Kane、2007 年）。2 つの比率の差異に関して Z 検定を実施した結果、有意水準が 5 パーセント（ $p=0.877$ ）となり、統計的に見て有意でないことがわかった。換言すれば、戦争は登録プロセスにそれほど大きな影響を及ぼさなかった。」

5.1.17 MoDM によると、市民記録を確認できる可能性がある施設は他に多数あった（学校、病院など）。

5.1.18 これは、カナダ人口研究の論文（2014 年）内の情報により、以下のように裏付けられた。

「病院は出産に先立って出生を登録するための準備を行う。母親は、分娩のために入院する際、彼女の ID 文書と生まれてくる子どもの父親の ID 文書を持って来るよう伝えられる。彼女が出産した後、大半の場合、彼女がまだ入院している間に子どもの出生登録が行われる。彼女は ID 文書を見せ、子どもの名前を伝える。イラク文化は、出生祝いを後で行う場

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

合であっても、出生した時点で子どもの名前を付けることを認めている。登録官は出生証明書に両親と子どもの詳細情報を記入する。両親の ID 文書から、sijil（家族記録）番号、sahifa（家族ページ）番号及び daaira（地元の住民登録事務所）が出生証明書に転記される。この手続きにより、両親と子どもの間に行政的繋がりができることになる。この情報はその後、市民登録事務所（Civil Registration Office）が利用する。登録官は 4 通になった書式に情報を入力する。この 4 通はそれぞれ、明確な役割を担っている。」

[目次に戻る](#)

5.2 重要書類の概観

5.2.1 イラクでは、イラク憲法(Iraqi Constitution)の下で移動の自由が尊重されている。第 44 条(1)項は、「イラク人は一人ひとりがイラク内外において移動、渡航及び居住の自由を有している。」と謳っている。しかしながら、実際面では、国内を移動し、サービスを利用するには市民 ID 文書が必要となる。駐イラク英国大使館が 2011 年 7 月に実施したインタビューの中で、IOM と MoDM の代表はそれぞれ「...移動の自由を規定する法律はないが、たとえば、特定の種類のイラク文書の提出や地方自治体及び警察署に対する個人情報の提示など、従わなければならない一定の『規則』が存在すると我々は伝えられている。」と語った

5.2.2 そのような文書の発行について定めるイラクの諸法律は、以下の通りである。

- 2006年法律第26号 国籍法（Nationality Law）
- 1972年法律第65号 身分法（Civil Status Law）（その後の改正を含む）
- 1999年法律第32号 パスポート法（Passport Law）（その後の改正を含む）
- 1978年法律第18号 居住法（Residence Law）（その後の改正を含む）
- 1978年法律第95号 居住地組織法（Organisation of Places of Residence Law）（その後の改正を含む）

5.2.3 イラクで用いられている最も重要な 2 つの文書はイラク国籍証明書（Iraqi Nationality Certificate：INC）及びイラク市民 ID カード（CSID）である。UNHCR の報告書では、「...食糧配給カードの申請、学校登録、死亡証明書及び出生証明書の発行など当局と何らかのやりとりをする際には、この 2 つの文書が必要となる。」と説明されている。同報告書は「イラクで用いられている他の文書は現住所カード（Residence Address Cards）、食糧配給カード（公的配給カード（Public Distribution Card：PDS）としても知られている）、出生証明書及び死亡証明書である。」と伝えている。

5.2.4 駐バグダッド英国大使館は、2011 年 7 月付書簡でこの情報を裏付けている。同書簡

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

は「...イラク国民は 4 つの文書、すなわち、イラク国籍文書、ID カード (Jensiya)、居住
証明カード (Residence Card) 及び PDS (又は食糧配給カード) を発行される。イラク国
民は転居しようとする際、又は車の購入、パスポートの取得、結婚など他の行為に関して
これらの文書を提示することを義務付けられる...イラクのある場所から他の場所へ転居す
るためには、上述した 4 つの文書を提示することが必要であると当大使館は伝えられた。」
と伝えている。

5.2.5 2005 年 10 月、UNHCR は「イラク住民は、居住カード (Residence Address Card)
の代わりに、住民の居所を証明するものとして地元 (村落等) の長 (ムフタル [mukhtar])
から一度限り発行される文書も入手することができる。北部 3 県においては、住民の居所
を証明するものとして一度限り発行される文書を入手することができる。」と伝えている。

5.2.6 アルビール市民情報カード (Erbil Civil Information Card) 最高責任者 (General
Director) の Abdulrahman Ismael Aziz 准将 (Brigadier-General) は、2011 年 11 月に
英国/デンマーク事実調査団と行ったインタビューの中で、「イラク国内の居住地組織
(Organization of Places of Domicile and Residence inside Iraq) に関する 1978 年法律第
95 号」に定める新たな情報カード (Information Card) が 2010 年 12 月 4 日以降に発行さ
れていると語った

5.2.7 UNHCR は、2014 年 9 月付文書の中で、市民 ID 文書がなければ、市民が MoDM
に登録し、居住を申請することは困難となる結果、あらゆる種類の市民権及び経済権の利
用が制限されることになる」と伝えている。

[目次に戻る](#)

5.3 国内避難民 (IDP)

5.3.1 駐イラク英国大使館は、2014 年 12 月 4 日付書簡の中で、以下のように伝えている。

「IDP は人数が多く、絶えず移動しているため、その登録は複雑かつ困難な作業となった
ままである。UNHCR はイラク政府 (GoI) 及び KRG 当局と連携して登録手続きの調和 (生
体認証データの広範な利用を含む) を図っているが、短期間で共通の書式と慣行を確立で
きる可能性は低い。クルディスタン地域においては、ニーズの分析力を強化するために登
録アンケートとソフトウェアが導入されている。また、UNHCR は、イラク中部及び南部
の全域に亘って、MoMD の地域事務所内のおよそ 300 の役職に資金を援助している。し
かしながら、深刻な能力不足の問題が残っており、これらの事務所を通じた実際的な支援
は概して、現金による寄付に限られている...こうした状況を背景として、登録は、UNHCR
とそのパートナーが提供している避難所や緊急援助物資を利用するための事前要件となっ

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ていない。UNHCR とそのパートナーの監視チームは保護クラスター(Protection Cluster) 戦略に沿って、ニーズ、脆弱性、登録状況、人口動態情報及び宿泊環境を調査するため、イラク全土を対象としておよそ 70 万人に接触してきている。」

5.3.2 デンマーク難民評議会 (Danish Refugee Council) とデンマーク移民局 (Danish Immigration Service) は2015年9月26日から10月6日にかけて事実調査団をKRIに派遣した。同事実調査団の調査結果をまとめた報告書 (「デンマーク事実調査報告書」) は、以下のように伝えている。

「カンディルは、IDPの間で文書の再取得に関する需要が強い一方、文書の再取得は長期に亘るプロセスであると語った。極めて多くの事案において、カンディルは、たとえば、アンバール県出身のIDPが文書を入手するのを支援できない。

「2つの情報源によると、紛争が勃発する前の手続きに基づけば、イラク市民は文書を紛失した場合、その紛失文書を発行した事務所に紛失文書再発行申請書を提出しなければならなかった。これは、そのイラク市民が国内避難する前に住民登録していた地域に提出することを意味する。しかしながら、現在のような緊急事態の場合、市民ID文書を発行する仮事務所がイラク国内の様々な場所に設立されているとその2つの情報源は語っている。
また、カンディルは、これらの事務所がバグダッドの内務省 (Ministry of Interior) の管轄下にあると語った...

「文書を紛失したIDPは幾つかの難題を抱える。UNHCRは、ID文書なしで移動することは一般に不可能であると語った。IDPが文書を再発行してもらうために何とか発行地に返ることができたとしても、KRIには再び入域することができないリスクを冒すことになる。カンディルによると、文書を持たないIDPがバグダッドへ入域するためには空路で入るしかない。これは、陸路で移動する場合、(1) シーア派とスンニ派の間の差別、(2) 賄賂資金の不足、(3) 検問所、(4) 地域内に存在するシーア派民兵など様々なリスクを伴うことから、車でバグダッドへ入ることができないからである。

「ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) によると、アルビールにおいては、IDを所有していなかった人々が逮捕され、起訴もされず、弁護士との面会も認められないまま勾留され、数か月間に亘って尋問を受けた事例が複数あった。

「UNHCR によると、一般的に言って、IDP が新たな市民 ID 文書を取得するための有効な方法はない。この状況は IDP に難題を突き付けている。なぜなら、登録をし、社会的サービスを利用するためには複数の文書が必要不可欠になるからである。」

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

5.3.3 UNHCRの2016年5月付文書は、以下のように伝えている。

「市民 ID 文書の紛失は全国の IDP にとってもう一つの懸念事項となったままである。市民証明書、特に市民 ID カードがなければ、IDP は基本権又はサービスを利用できず、職に就くこともできず、移動の自由が制限され、逮捕や勾留のリスクに晒される可能性がある。伝えられるところによると、IDP は金融資産が限られ、公式文書がないため、医療を利用することができない。また、IDP の児童が流入しているため、教育制度に過度な負担がかかり、深刻な過密状態を招いていると伝えられている。公式文書を欠く IDP の児童は学校に入学することができない可能性がある。」

[目次に戻る](#)

5.4 市民 ID カード (CSID)

5.4.1 市民 ID カード (CSID) はアラビア語で Bitaka shakhsiyeh と呼ばれるが、Bitaqa hawwiya、Al-Bitaqat al-Shikhsiya 又は Jensiya とも言われている。

5.4.2 CSIDは写真付き身分証明書の形態である。Landinfoの2014年1月付報告書は、CSIDに本人の以下の情報が記載されていると伝えている。

- 氏名
- 出生日
- 出生地
- 両親の氏名
- 身分
- 宗教的所属
- 本人が登録されている家族記録簿の番号を特定する登録番号（これは CSID の表面右側に表示されている）。通し番号は左上に印刷されている。この情報と発行者の署名により、ID カードが真正であることを証明することができる。

5.4.3 FCOは2012年4月付書簡の中で、CSIDに本人の以下の情報が含まれていると伝えている。

- 写真（カード表面）
- 登録地区及び行政区画
- 記録番号
- 市民ID事務所が保有する主要なID記録簿のページ番号

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

- 氏名
- 父親及び祖父の氏名
- 姓又は部族名
- 性別
- 署名

上記に加え、

- 承認官の署名
- 発行官の署名
- 発行日

5.4.4 CSIDの裏面には、本人の以下の情報が載っている。

- 職業/仕事
- 出生日（文字及び数字）
- 出生地
- 目立つ印（例・傷跡）
- 配偶者の有無
- 配偶者の氏名
- 登録地
- 目、髪及び顔の色
- 身長
- 血液型

5.4.5 CSID は、(改正)1972 年法律第 65 号 身分法に基づき定められている。(2012 年 1 月 5 日にロンドンでインタビューを受けた)イラク大使館二等書記官(Second Secretary)によると、CSID は法律で義務付けられており、国内外に住む全てのイラク国民に対し、出生証明書が提出された時点で発行される。CSID は内務省イラク市民カード局(Iraqi Civil Card Directorate)が発行する。Landinfo の 2014 年 1 月 23 日付報告書は概ねこの情報が正しいことを検証しているが、CSID の発行体としては、国籍総局(General Nationality Directorate)の管轄下にある民事担当局(Civil Status Affairs Directorate)を挙げている。また、UNHCR も概ねこの情報を裏付けている。

5.4.6 CSID は、最も重要な個人文書であると考えられており、当局に対する全ての申請・届出、医療、社会福祉、学校、住宅や車の売買の際に用いられる。また、パスポートなど他の公的文書を申請する際にも CSID が必要となる。「命の避難所インターナショナル

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

(Shelter for Life International)」は、2014 年 9 月付報告書の中で、銀行口座を開設するには政府が発行した ID が必要であると伝えている。英国大使館の 2011 年 5 月付書簡には、求職の際など幾つもの理由で個人の身分証明書が必要になる可能性がある」と記述されている。

5.4.7 2013年11月、IOMの代表はカナダ移民・難民委員会 (Immigration and Refugee Board of Canada) に対し、CSIDは「基本的な」IDカードであり、かつ、イラクで身分を証明する際に用いる「主要なカード」であるので、全ての市民が所有すべきであると伝えた。駐イラク英国大使館からの2011年7月27日付書簡には、市民文書がなければ、警備検問所を通過することができないだろうと記載されている。また、駐イラク英国大使館からの2011年5月9日付書簡には、警備検問所で警察が個人の身分証明書の提示を要求する可能性がある」と記載されている。しかしながら、駐イラク英国大使館からの2012年4月付書簡は、以下のように伝えている。

「タウンカーでドライブしているときの乗客は通常、検問所でIDカードを提示するよう要請されることがない。車の運転手が検問所でIDを見せるよう要請される可能性は他の乗客よりも高い。検問所では車両登録証、運転免許証及びIDカードを提示するよう要求される可能性がある。しかしながら、これはアラブ連盟サミット (Arab League Summit) (2012 年3月下旬に開催された) など警備が特に厳重になる注目度の高いイベントが開催されている場合を除き、決して通常行われるようなものではない。最近帰国する際に空港へ行き来することのあった英国大使館に勤める現地採用の中堅イラク人職員は検問所で車両登録証とIDを見せるよう要求されたが、同乗していた者は誰もIDの提示を求められなかった。その職員は、これは普通であると説明した。彼の身分証明書にも車両証明書にも彼がどこに勤務しているかを示すものは何もないということを理解するのが重要である。彼は、最近出産した入院中の義理の妹に面会するために病院へ向かう途中、身分証明書の提示を求められることはなかった。」

5.4.8 英国警察諮問チーム (UK Police Advisory Team) 上級アドバイザー、バグダッドに勤務する民間企業の情報アナリスト及び国際NGOの代表に意見を聞き、得られた情報に基づいて作成された英国大使館の2011年5月9日付書簡には、如何なる身分証明書にも宗派に関する情報は記載されていないものの、実際のところは、個人の部族名及び出生地が本人の宗教的アイデンティティを明確に示していると記述されている。これは、フィナンシャル・タイムズ紙がバグダッドでの報道に基づいて作成した2014年6月26日付レポートで一部裏付けられている。主にスンニ派アザウィ (Azzawi) 族出身の者は、その部族出身であることがIDカードに記載されているため、スンニ派アラブ人として認識されてしまうという事例がこのレポートで挙げられていた。さらに、同情報源には、個人の氏名、属してい

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

る部族又は父親若しくは祖父の氏名により宗派を特定し得ると記述されていた。

5.4.9 Landinfoの2014年1月付報告書及びUNHCRバグダッドの2011年11月付文書は、CSIDを取得するために、申請書、出生証明書、写真及び少額の手数料を申請者の地元人口登録事務所に提出する必要があるということで概ね情報が一致している。

5.4.10 しかしながら、UNHCRバグダッドが2011年11月に提供した情報は、CSIDを取得するために、以下も提出する必要があると伝えている。

- 住宅カード（又は申請者の住居を確認する地方自治体からのサポート（支援）レター）
- 公的配給カード（PDS）カード
- 収入印紙（IQD 750）：警察家族殉死者（Police Families' Martyrs）の書店で入手可能

5.4.11 Landinfoの報告書は、CSIDを取得するために、父親又は祖父など近親者のIDカードも必要であると伝えている。これは、IOMの2013年8月付国別ファクト・シートで裏付けられている。IOMの同ファクト・シートには、申請者の国籍証明書又は申請者の父親の国籍証明書も必要であると記載されている。

[目次に戻る](#)

5.5 イラク国籍証明書（INC）

5.5.1 国籍証明書（INC）はアラビア語でshahadat jinsiyya又はshahdat al-Jinsiya al-Iraqiyaと呼ばれる。INCは、2006年法律第26号 イラク国籍法の下で定められている。INCは基本的に所有者がイラク市民であることを証明している。INCは内務省国籍総局（GND）が発行している。駐ロンドンイラク大使館の二等書記官Hassanain Hadi Fahilは2011年1月、「...イラク国籍証明書の発行は...内務省の一部...であった国籍総局が監督している」と明確に説明した。また、同二等書記官は、イラク市民にイラクのパスポートを発行するには CSIDとINCの両方が必要となるため、国籍総局とイラク市民カード局が緊密に連携していることも明確にした。

5.5.2 国籍総局のウェブサイトは、掲載している最新の情報で、国籍総局が2006年法律第26号 市民権法（Citizenship Act）、1972年法律第65号 身分法（その後の改正を含む）、1999年法律第32号 パスポート法（その後の改正を含む）及び1978年法律第95号 商業住宅規制法（Commercial Housing Regulatory Act）（その後の改正を含む）を実施する責任を負っていることを確認している。

5.5.3 中東コンサルタンシー・サービス（Middle East Consultancy Services）は、2012

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

年9月付記事で、INCは所有者の顔写真が付いた小冊子であることを確認した。表紙は黒色である。

5.5.4 Landinfoによると、公的部門の職に応募する際や他の公的サービスを利用する際にはINCが必要となる。また、パスポート、出生・結婚・死亡証明書など他の文書を申請する際にもINCが必要となる。これは、UNHCRの「2005年出身国報告書：イラク」により一部裏付けられている。同報告書によると、「食糧配給カードの申請、学校登録、死亡及び出生証明書の発行など当局が関わるあらゆる種類の事項に関して、INCとCSIDの両方が必要になる。」また、Landinfoによると、児童は早い段階からINCを取得することができるが、12歳で取得するのが一般的である。INCは所有者がイラク市民であることを証明する書類であることをUNHCRバグダッドの2011年11月3日付文書は確認している。

5.5.5 クルディスタン地域のパスポート・国籍最高責任者（General Director of Passport and Nationality）のNezar Rahmatollah Azizによると、INCは全ての県都にある国籍総局の地域事務所で発行されるが、証明書類はバグダッドでのみ発行される。これは、UNHCRバグダッドが2011年11月に提供した情報により裏付けられている。

5.5.6 INCを申請する際に必要な書類については若干矛盾する情報がある。UNHCRバグダッドの2011年11月3日付報告書とLandinfoの2014年1月23日付報告書（UNHCRの日付のない情報を引用している）は、申請者が以下を必要とすることで一致している。

- 記入済みのイラク国籍証明書申請書（及び500イラク・ディナールの収入印紙2枚）
- 公的配給カード（PDS）
- 住宅カード（又は申請者の住居を確認する地方自治体からのサポート（保証）レター）
- 顔写真
- 父親のINC、これを紛失している場合、兄弟、祖父又は叔父のINC

5.5.7 しかしながら、UNHCRバグダッドの2011年11月付報告書は父親、祖父又は叔父のINCの原本と写しが必要であると記述しているのに対し、Landinfoが作成した報告書には写しのみが必要であると記載されている。

5.5.8 また、UNHCRの日付のない情報を引用したLandinfoの報告書には、申請に際して以下が必要であるとも記述されている。

- 出生証明書（これは、申請者がイラク国外で出生した場合、領事が発行しなければならない）

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

- IDカード
- 両親の結婚証明書
- 両親のIDカード

5.5.9 UNHCRの2011年報告書は、INCを申請する際、申請者本人が各行政区域の国籍総局に出向いて必要書類を提出しなければならないと伝えている。また、同報告書には、申請者がイラク市民であることを証明するために必要な書類を持っていないケースなどより複雑な申請の場合、申請・発行プロセスはバグダッドで行われなければならない可能性がある」と記述されている。

[目次に戻る](#)

5.6 イラク国民IDカード (INIC)

5.6.1 イラク国民IDカード (INIC) は、イラク内務省が発行している。INICは、イラク国籍証明書及び市民IDカードに取って代わるものである。

5.6.2 INICの表面には以下の情報が記載されている。

- イラク共和国内務省国籍総局
- IDカード所有者の顔写真
- 文書番号 (12桁の数字)
- RFID [無線自動識別装置]チップへのアクセス番号 (9桁の英数字)
- (姓に対する) 下の名前
- 父親の氏名
- 祖父の氏名 (父方)
- 姓 (所有者が持っている場合のみ)
- 母親の氏名
- 祖父の氏名 (母方)
- 性別
- 血液型

5.6.3 INICの裏面には以下の情報が記載されている。

- 発行当局
- 発行日 (年/月/日)
- 有効期限 (年/月/日)
- 出生地 (出生都市/町のみ。国名の表示なし)

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

- 誕生日（年/月/日）
- 家族番号

5.6.4 旧IDカードは今もなお受け入れられており、また、イラク国民IDカードはこれまで、KRIの都市（郊外ではない）でしか実施されていない。

5.6.5 新カードの計画は、CSID(Hawya Ahwal Al mdani)とイラク国籍証明書(Jinsiya)を1つの固定化した文書に統合するというものである。この計画は2018年末までに統合プロセスを完了することを目的としている。現在の情報カード(Bitaqat Al Ma3lumat)に代わって新たなIDが2018年末までに利用されるようになる。統合の目的は、複製と偽造の試みを阻止するとともに、1991~2003年、次いで2003~2016年に地方及び中央政府が発行した様々な種類のIDを一体化することを目的として旧データベース・システムを一掃することにある。

5.6.6 新カードを取得手続きは、以下の通りである。

- 手数料を添えて新たな生体認証式IDの申請書（個人及び家族の全てのデータ、住所及びその他の関連情報が含まれている）を提出する。
- CSIDとINCの両方を民事部（Department of civil states）に提示し、手渡す。
- 生体認証情報及びデジタル写真を提出する。

12歳未満の児童は、このプロセスを踏む資格がないが、そのIDを保持することができる（これは新生児には適用されない）。

5.6.7 新カードの発行手続きは、市民部が収集データをイラク内務省にある中央データベースに送り、そこで一元的に検証、記録された上で、内務省が市民部に新カードの発行手続きを取ることを認めるという流れになる。治安及びイラクの他の地域で展開されている軍事作戦に関係する運営/技術上の問題があるため、新カードの申請に係る期限は設定されていない。

[目次に戻る](#)

6. 文書の再発行

6.1 支援

6.1.1 駐バグダッド英国大使館は、2014年12月4日付書簡の中で、イラクにおける国内避難の長い歴史を踏まえ、市民ID文書を所有していない人々が文書を再発行してもらうための手続きが「確立されて」と説明している。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

6.1.2 駐バグダッド英国大使館は、2012年4月の書簡の中で、帰還者は市民ID文書の再取得に当たって支援を受けるためにパスポート（有効であるか、期限切れであるかを問わない）又はレセパセしかMoDMに提出する必要があると伝えている。同書簡の説明によると、バグダッドにおいては、帰還者がMoDMに支援を求めることができる機関が4か所（カルフ[Karkh]中部に2か所、カラダ[Karadah]に1か所、4つ目は国際区域[International Zone]の端にあるMoDM本部）ある。

6.1.3 駐ノルウェーイラク総領事館の2012年2月及び2013年10月の情報によると、申請者がイラク国外で国籍総局からパスポート及び他のID文書を再取得するためには、パスポート局に次の情報を提供する必要がある。「氏名、出生地、母親の氏名、IDカード番号、家族登録簿のページ番号、イラク国籍証明書番号及び発行日」

6.1.4 UNHCRバグダッドは、2011年11月付文書の中で、次のように伝えている。

「固定施設と移動チームで構成されるPARC [Protection Assistance and Reintegration Center：保護支援・再統合センター]のネットワークは、適格なサービス提供者に法的カウンセリング、支援及び紹介サービスを提供している。PARCの弁護士は裁判所や管理機関に対して法定代理人を立て、苦情の申立や地方自治体への訴えに際して支援を提供することができる。また、PARCは、MoMDに権利及び資格を登録することに関しても助言と支援を提供する... PARCの弁護士が支援できる種類の訴訟事案/問題には、市民IDカード / 国籍証明書、出生/死亡証明書、結婚、既婚/別居、相続、パスポート、PDS、教育、動産/不動産、補償金が含まれる。」

6.1.5 英国大使館は、2012年4月付書簡の中で、帰還者は市民ID文書の取得に係る支援をUNHCRのPARCネットワーク及びイラク全域に亘って所在する保護支援センター（PAC：Protection Assistance Centres）に求めることができると伝えている。また、同書簡は、次のように説明している。

「UNHCRとそのパートナーは帰還者が市民IDカードや他の重要な市民文書を取得する際に支援を提供している。連絡窓口と利用方法は様々である。帰還者はMoMDの帰還支援センター（Return Assistance Centres）（若しくは各行政区域にあるその支部）又は他の現地事務所を本人が直接訪問することにより又はUNHCRが様々な行政区域を現地視察した際に配布したパンフレットに記載されている電話番号を通じて弁護士に連絡することにより支援を求めることができ、又は他のサービス提供機関、MoMD及び他の利害関係者から紹介してもらうことができる。」

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

6.1.6 英国大使館の2014年12月4日付書簡は、「現在ISILの支配下にある県から来たIDPについては、全国の様々な地域で活動しているUNHCRの保護支援・再統合センター（PARC）、保護支援センター（PAC）及びパートナー機関（たとえば、クルディスタン地域の場合、UNCHRはアルビール県のカンディル、ドホーク県のハリカー（Harikar）、スレイマニヤ県のCDOから支援を受けている）の支援を得て、市民証明文書を再取得することができる。」と明確に説明している。

6.1.7 駐バグダッド英国大使館は、2014年12月4日付書簡の中で、UNHCRはIDPの文書再取得を支援するため、内務省との間でバグダッドとナジャフに共同センターを設立したと伝えている。同大使館が意見を聞いた情報源によると、これらのセンターは「うまく機能している」。

6.1.8 UNHCRは2014年10月、バグダッドとナジャフに文書を再発行するための特別事務所が設立されたと伝えている。また、国内の他の地域、特にKRIで生活するIDPは、これらのサービスを利用するに当たって高い交通費などの困難に直面しているとも伝えている。

6.1.9 しかしながら、駐バグダッド英国大使館からの2014年12月4日付書簡は、次のように伝えている。

「...UNHCRは...近年、IDPの文書再取得を支援するため、内務省との間でバグダッドとナジャフに共同センターを設立しており、これらのセンターはうまく機能していると当大使館は伝えられている。申請者は少なくとも、本人又は家族の記録簿とページ番号を特定しなければならない。イラク国民は皆、この情報を知っているし、又は容易に知ることができる...モスルやラマディなどの県都で保存されている市民ID記録原本が、占拠しているISIL勢力により損なわれてしまった恐れはあるものの、バックアップのID記録はバグダッド中央アーカイブに保存されている。これらの中央記録は、原本を利用するときほど効率的又は迅速ではないが、IDを検証するための代替的手段を提供する。市民ID記録に加え、独立した検証を実施する際に利用できる可能性がある他の情報源としては、学校や病院の記録が挙げられる。文書再発行手続きに関するより詳細で、かつ、根拠がしっかりした説明は、当大使館の2012年4月7日付書簡で確認することができる。当大使館がよく考えて出した見解はこれまでと変わっておらず、海外から帰還するイラク人はこのような正規の手続きに従った方法を通じて市民証明文書を再取得できるというものである。」

6.1.10 UNHCRの2016年5月付報告書は、次のように伝えている。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

「イラクでは、原本記録が維持されている申請者の出身地にある地元の住民登録事務所で市民証明文書が一般に発行、更新される。しかし、ISISの支配地域又は紛争地域を出身地とする申請者についてはこの取扱いができない可能性が高い。2014年以降、大量の国内避難民が発生していることに対応し、様々な種類の市民証明文書を発行/更新するため、代替的な住民登録事務所が国内の様々な地域に開設されている。それにもかかわらず、紛失した身分証明書の再取得に係る行政手続きは様々な障害に阻まれていると伝えられている。

「サラフッディーン県やアンバール県から避難してきた人々は、バグダッドで市民IDカードを発行/更新してもらうことができない。こうした人々の市民IDカードはサーマッラー（Samarra）/サラフッディーン（サラフッディーン県からのIDPの場合）及びアムリヤット・ファルージャ（Ameriyat Al-Fallujah）/アンバール（ファルージャからのIDPの場合）で発行/更新しなければならない。

「ニーナワー県出身のIDPの場合、特定地域からのIDPに対応するため、2015年1月に複数の代替市民ID局が設立されている（バグダッドに設立されたものはない）。

「ディヤラー県出身のIDPは、バグダッドで市民IDカードを発行/更新してもらうことができない。Al-Udhaim小地区及びAl-Mansouriyah小地区のIDPにサービスを提供するため、ディヤラー県のAl-Salam小地区に代替市民ID局が設立された。また、バアクーバ（Baquba）中心部に位置する他の代替市民ID局がJalawla小地区、Al-Sa'adiya小地区及びKifri小地区からのIDPを受け付けている。

「適用される指示内容や特定された場所が繰り返し変更されるため、IDPや弁護士の間ではどの事務所にアプローチすべきかについて混乱が生じたと伝えられている。バグダッドにいるIDPが代替事務所を利用することは、検問所を通過する必要性（市民証明文書が必要となる）を含め、治安上の理由で困難な可能性がある。委任状は認められておらず、申請者は自ら出向かなければならない。さらに、これらの事務所に勤務する職員が不足していることから、手続きが遅延する結果を招いている。」

代替市民ID局の場所	IDPの出身地
Al-Qosh（ニーナワー県）	Talkeif地区、Wana小地区、Al-Quah小地区
Sheikhan（ドホーク県）	Mosul地区
Al-Faroq (Zalikan) 小地区	ニーナワー県の他の地区及び小地区
ナジャフ	Telkeif, Al-Mosul Al-Ayser（モスル左岸）、Bashiqah、Bartella、Hamdaniah

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

	及びNimrod
カルバラー及びナジャフ	Tel Afar

[目次に戻る](#)

6.2 パスポート

6.2.1 内務省国籍総局パスポート局（Passport Affairs Directorate）のウェブサイトは、イラクのパスポートを取得するために申請者（18歳以上）は以下をイラク領事館に提出する必要があると説明している。

- 市民IDカード（CSID）上に記載される情報に従って個人情報を正確に記入した申請書
- CSID
- INC
- 居住証明カード（Residency card）（イラク国外に住む人々の場合）
- 顔写真
- 25,000イラク・ディナール（およそ£16）の小切手

また、イラク領事館では、申請者の指紋が採取される。

[目次に戻る](#)

6.3 市民IDカード（CSID）

6.3.1 英国大使館は、2012年の書簡及び2011年7月27日付書簡の中で、CSIDを再取得するためには、帰還して申請者の家族記録原本が保存されている地元の市民ID事務所に出席するのが一般的であると伝えた。これは、Landinfoの2014年1月付報告書で裏付けられている。

6.3.2 しかしながら、英国大使館の2012年1月22日付書簡は、申請者が帰還することに関して安全を感じない場合、これは必要ないと説明している。このような場合、申請者はMoDMに出向けばよい。MoDMは「...申請者が現在住みたいと思っている地域に家族記録を転送するのを支援することができる」。また、同書簡は、申請者が国外にいる場合、大使館を通じて申請できると伝えている。

6.3.3 英国大使館の2012年4月付書簡は、イラク市民が地元事務所に保存されている記録簿と記載ページに関する情報を一切有していない場合、市民記録のデータベースが住民登録事務所にはないため、住民登録事務所はそのイラク市民を支援することができないと明確に説明している。しかしながら、同書簡は、記録簿のページ情報は記録を保有している他の事務所（たとえば、パスポート局又は結婚証明書を発行した裁判所）を通じて入手できると伝えている。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

6.3.4 英国大使館の2012年1月付書簡は、CSIDカードを紛失した場合、その紛失を巡る状況を申告した陳述書を提出する必要があると伝えている。この陳述書は調査裁判所で確認される。また、地元の新聞に告知文を載せる必要もある。この手続きはやや煩雑であるように聞こえると英国大使館の同書簡はコメントしているが、ある対話者は「極めてシンプルで分かりやすい」手続きであると説明した。駐ロンドンイラク大使館の二等書記官は2012年1月に行われたインタビューの中で、この手続きに関する情報を一部裏付けた。彼は、個人がIDカードを紛失した際、その事故を地元警察に届けることを義務付けられ、そこで警察報告書を与えられると語った。この手続きは本人が直接出向いて行う必要があることをその二等書記官は示唆した。

6.3.5 駐イラク英国大使館は、2014年12月4日付書簡の中で、たとえば、学校や病院など他の潜在的な情報源にアクセスして、個別に個人のIDを検証できることを強調した。

6.3.6 駐イラク英国大使館からの2012年4月7日付書簡は、1972年法律第65号 身分法はイラク領事館に対し、海外に住むイラク市民がCSIDを取得することができるよう国籍総局と連絡を取り合うことを義務付けていると説明している。これは、世帯主（男性又は女性）、申請者（記録保有者）、後見人又は委任状を持った弁護士いずれかが申請書を提出することにより可能になると考えられる。

6.3.7 同書簡は、CSIDを再取得するためには、紛失したIDカードの写し又は父親若しくは兄弟など近親者のIDカードを提出しなければならないと説明している。対話者たちによると、IDカードの「記録簿ページ」の記録番号は本人の一生を通じて同じままであり、ページはその親族と緊密に関係している。本人のIDカード又はその写しを入手できない場合、通常は他の親族の記録から容易に本人の身元を確認することができる。

6.3.8 Landinfoの2014年1月付報告書は、IDカードが紛失した場合、申請者の身元は父親又は兄弟のIDカードに基づき検証できると伝えている。

6.3.9 外務省（Ministry of Foreign Affairs）のウェブサイトには、以下の情報が掲載されている。

「紛失したIDカードの再発行依頼があった場合、総領事は上記に加え、申請者の陳述内容を申請書裏面に記載しておかなければならない。陳述内容には3つの質問、すなわち、IDカードをどこで紛失したと思うか？ いつ紛失したと思うか？ どのようにして紛失したと思うか？に対する回答を含めなければならない。申請者は陳述内容に署名し、氏名を記載し、親指の指紋を残さなければならない。総領事は申請書に署名し、総領事印を押捺した

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

上で、紛失IDカードの写し及び父親、兄弟又は独身の姉妹のIDカードの写し（いずれも総領事が真正な複製と証明したもの）を添付してその申請書を送付しなければならない。損傷したIDカードの再発行を依頼する場合、申請者は陳述書を作成して、署名し、総領事に提出しなければならない。総領事は申請書に署名し、総領事印を押捺した上で、申請書に損傷したIDカードを添付しなければならない。申請者は紛失又は損傷したIDカードの再発行を依頼する場合、申請書に最近撮影した本人の顔写真を添付しなければならない。」

6.3.10 Landinfoの報告書は、イラクでIDカードを「再取得」するためには委任状を与えることが可能であるとして、次のように概説している。

「ノルウェーに在留するイラク人申請者は、その申請者が登録している地元の人口登録事務所でIDカードの申請を行い、取得するために委任状を与えて代理してもらうという方法を選択することができる。委任状により新カードを申請する際、申請者は母国に住むいずれかの者に代理権を与える委任状を作成しなければならない。委任状は申請者が在留している国の大使館を通じて送付しなければならず、大使館はその書簡に大使館印を押捺しなければならない。しかしながら、申請者が本人の身元を証明することができない場合、この手続きは困難になる可能性がある。つまり、申請者はパスポート、出生証明書、旧IDカード又は国籍証明書のいずれかを所有していなければならない。委任状が駐ノルウェー大使館により承認されない場合であっても、支払いを代理することによりイラク国内の人口登録事務所が新たなIDカードを発行する可能性について評価するよう要請された駐ノルウェー総領事は、おそらく発行されるであろうと回答した（駐ノルウェーイラク大使館との電話での会話（2012年3月）に基づく）。」

6.3.11 また、Landinfoの同報告書は、次のように伝えている。

「大使館が承認した委任状なしで代理人に発行されたIDカードは、そのIDカード自体が真正であるならば、イラクで有効であると考えられている...海外に住んでいる又は在留している市民向けにイラクで発行される全てのID文書は、その市民が住んでいる国に駐在するイラク大使館又は領事館により、又はその市民が住んでいる国にイラク大使館がない場合は他の大使館により確認されなければならない（イラク外務省、n.d.b）。ノルウェーに住むイラク人は駐オスロイラク大使館で確認されたID文書を取得することができる（駐ノルウェーイラク大使館との電話での会話（2012年2月）に基づく）。」

6.3.12 英国大使館の2012年4月7日付書簡はまた、イラク国外で出生した児童が新たなIDカードを取得することは可能であると伝えている。児童がイラク国内の地元の住民登録事務所に登録されていない場合、イラク大使館に登録することができる。駐オスロイラク大

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

使館の代表の発言（2013年3月）を引用したLandinfoの報告書は、海外のイラク大使館から新たなIDカードを取得することが可能であり、また、イラク国外で出生した児童はいずれかのイラク大使館に登録できるということを裏付けている。しかしながら、同報告書は、両親が以下を提出しなければならないと説明している。

- 児童の出生証明書（出生国の外務省が確認したもの）
- 両親のイラクIDカード
- 両親のイラク国籍証明書
- 両親の結婚証明書（両親のIDカード上に両親が互いに結婚していることが記載されていない場合）

6.3.13 2012年4月の国籍総局の話によると、CSIDを再取得する行為に関して申請者から委任状を与えられた代理人、弁護士又は親戚を介してCSIDを取得することは可能であるため、申請者本人が帰国して地元の事務所に外向く必要はない。

「イラクでは、代理人を介してIDカードを取得することができる。夫と父親は妻と子供のためにIDカードを申請することができる。しかしながら、IDカードを紛失した場合、紛失者本人が外向いて新たなカードを受け取らなければならない（バグダッドでの国籍総局の面談（2012年4月）に基づく）。これは12歳未満の児童には適用されない...また、IDカードを申請するために委任状を他者に与えることも可能である。最も一般的なアプローチは、親戚に支援を頼むことである。この場合、申請者だけでなく委任状を持った者のIDカードも提出しなければならない。

「クルディスタン地域でも、委任状を持った代理人を介してIDカードを取得することができる。たとえば、クルディスタン地域に住む国内避難民は全て、バグダッド又はクルディスタン地域から遠く離れた他の場所に登録している場合、IDカードを更新するために保護支援センター（Protection Assistance Centre：PAC）の弁護士から支援を受けることができる。PACは、非国家機関がUNHCRに代わって運営している。当局は全てのイラク人に対し、身分に変更があった場合はいつでもIDカードを更新するよう義務付けている...イラクのボランティア組織であり、アルビールの保護支援センターを運営している公的支援機関（PAO：Public Aid Organization）によると（2011年1月の電子メールに基づく）、全てのイラク市民は、本人に代わって新たな国民IDカードを取得してもらう目的で他者に委任状を与えることができる。これは、駐ノルウェーイラク領事により確認されている（2013年10月の会話）... PACセンターは全県にある。」

6.3.14 また、駐イラク英国大使館からの2012年4月7日付書簡は、「UNHCR又はPAC/PARCが市民記録を確認するための最低要件は、申請者又はその家族の記録簿とペー

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ジ番号であると説明した。さらに、市民IDカードの事案を処理する上では有効な住宅カード、場合によっては居住証明レターが必要不可欠である。」と説明している。同書簡は、記録簿のページ番号がIDカード記録を探す上で重要であると伝えている。MoDMの職員は、帰還者が市民IDカードを再取得するためには、最低でもパスポート（有効であるか、期限切れであるかを問わない）を必要とすると伝えた。また、大半のイラク人が知っているはずの記録簿ページ番号を住民登録事務所に通知できる又は親戚が本人の身元を確認できれば理想的である。UNCHRは、市民記録を特定するための最低要件が家族の1人の記録簿ページ番号であると伝えている。カンディルは、申請者がそのページ番号を知らなければ、両親のIDカードを提出することができるという情報を裏付けている。

6.3.15 UNHCRの2016年5月付報告書は、次のように伝えている。

「市民IDカードの発行/更新を申請するためには、以下の書類を提出できなければならない。

- i. 国籍証明書
- ii. 避難地域の市議会が発行し、地区コミッショナー（District Commissioner）が認証する身分局（Directorate of Civil Status）宛の住宅証明又はMoDMからのサポート・レター
- iii. 住宅カード（申請者の出身地が発行したもの）
- iv. 申請者の主張を裏付けるための申請者の父親又は兄弟の市民IDカード
- v. 警察報告書（IDカードを紛失した場合）
- vi. 国内避難確認レター（モスルからナジャフに国内避難したIDPの場合）」

6.3.16 また、同報告書は、次の情報も提供している。

「ナジャフ県のタラファール[Talafar]（ニーナワー[Ninewa]）を出身地とするIDPのために設立された身分局は、MoDMからのサポート・レターなしで市民IDカードを発行することはない。しかしながら、MoDMはIDPがMoDMに登録した後で初めてそのようなレターを提供する。この登録プロセスは書類原本を必要とするが、大半のIDPは...を所有していない。

「女性の配偶者がイラクの反テロリズム法（Anti-Terrorism Law）に基づき逮捕された場合、彼女は本人の名で住宅カードを取得できない。その結果、彼女は如何なる文書も申請することができなくなる...

「カルバラー県の場合、MoDMはカルバラー県議会（Kerbala Provincial Council）の決定に基づく国内避難確認レターをIDPに提供しない。」

[目次に戻る](#)

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

6.4 イラク国籍証明書（INC）

6.4.1 クルディスタン地域のパスポート・国籍最高責任者であるNezar Rahmatollah Azizの発言を引用したLandinfoの2014年1月23日付報告書は、イラク法に従い、INCはバグダッドのみで発行されているが、全ての県都に所在する国籍総局の地域事務所でも発行できると伝えている。また、同報告書は、バグダッドに複数の事務所があると伝えた。イラク外務省の情報（日付なし）によると、IDカードを再発行してもらうためには、次の手続きが適用される。「...紛失又は損傷を理由として新たな国籍証明書を取得するために書面で申請する... [また] GDN [国籍総局] の地域事務所（及びイラク大使館）で入手できる申請書に記入し、提出する。」

6.4.2 国籍総局局長によると、申請者は代理人を介してINCを取得することができない。しかしながら、イラク国外に住み、イラクのパスポートを持った人々については、「委任状を持った者が申請者に代わってID書類を取得することができ」、又は申請者に親族がいない場合、外務省経由でINCをイラク大使館に送付することができる。

6.4.3 Landinfoによると、INCはイラクでのみ発行される。しかしながら、外務省の日付のない情報によると、イラク大使館から新INC又は再発行されたINCを取得することが可能である。

「申請書が大使館に送付された場合、領事は申請者の氏名と申請書の裏面に記載されている申請者の申請理由に留意するとともに、申請者の指紋が氏名の上に押捺されていることを確認しなければならない。領事はこの申請書に署名し、領事館/大使館印で封緘しなければならない。旧国籍証明書が損傷したために国籍証明書を再発行してもらう必要がある場合、申請者は旧国籍証明書を提出しなければならない。旧国籍証明書を紛失したために国籍証明書を再発行してもらう必要がある場合、申請者は父親又は兄弟の国籍証明書の写し（その写しが真正であることを大使館が確認したもの）を提出しなければならない... また、父親と母親のパスポートの写しも提出しなければならず、この写しも同じように大使館から『真正コピー』である旨のスタンプを押捺してもらわなければならない...この他、パスポート用写真4枚と3,600イラク・ディナール（およそ2米ドル）を提出する必要がある。」

6.4.4 Landinfoの報告書は、イラク国外に住み、イラクのパスポートを所有している人々については、委任状を持ったイラク国内に住む者が「申請者に代わってID文書を取得する...」ことができ、又は申請者の親族がイラク国内にいない場合、外務省を経由してINCをイラク大使館に送付できると伝えている。

6.4.5 しかしながら、この取扱いができるのは、申請者がその身元を証明できる場合に限

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

られることを同報告書は示唆している。駐ノルウェーイラク領事は、2012年2月の会合の中で、領事館は旧文書の再発行を望む人々を支援することはできるが、「IDカードがない人々」を支援することはできないことを確認した。Landinfoは「...申請者が文書でその身元を証明できない場合、大使館又は領事館は新たな国籍証明書の申請書を先に進めることができない。」と伝えている。

6.4.6 海外に住み、イラクのパスポートを所有していないイラク人の場合、新たなINCの申請を義務付けられる。イラク外務省の情報（日付なし）によると、申請者はパスポートをまだ所有していないということに関する様々な申告に加え、「父親又は兄弟の国籍証明書の写し（真正であることが確認されている）を提出する」ことを義務付けられる。

[目次に戻る](#)

7. クルディスタン地域（KRI）への入域

7.1 入域要件

7.1.1 駐バグダッド英国大使館からの2014年12月4日付書簡は、空路でアルビール又はスレイマニア空港に到着する人々は、その在留を正当なものにするために、最寄りのアサイシュ（Asayish：治安当局）事務所へ出頭するよう指示されると伝えている。同書簡には、「入国可否の判断は、依然としてクルド移住・国境職員の裁量に委ねられており、予告なく一時的な入国制限が課され、解除される可能性があるという点を再度強調しておく価値がある。」と記述されている。

7.1.2 デンマーク事実調査団の報告書は、次のように伝えている。

「KRIへの入国を認められたOsama Al Habahbeh [ジャーナリスト]によると、全ての IDP はアサイシュによる面接を受けなければならない。この手続きはアサイシュ警備総局（General Security Directorate）のEsmat Argushi局長（Head）により確認され、説明された。同局長によると、IDPは検問所で登録され、市内へ移動した後、住みたいと思っている地の近隣にあるアサイシュ事務所に登録しなければならない。問題がないことを確認するためにアサイシュに再登録するという追加手続きがある。次いで、IDPは法的登録を証明する新カードを発行される。同局長によると、このIDカードがあれば、IDPはKRI内を自由に移動できる。IDカードはそのアサイシュ事務所で更新することができる。

「最前線にある領土境界検問所はベシュメルガ（Peshmerga：クルディスタン地域自治政府の軍事組織）が支配している。その検問所を過ぎてさらにクルド人支配地域に入ると、いずれかの幹線道路沿いに次の検問所が設置されており、そこでアサイシュが旅行者の氏名とIDを登録し、検査する。」

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

7.1.3 同報告書は、(IDPが)KRI(及びクルド人支配地域)に入域するために必要となる文書に関して、次のようにコメントしている。

「3つの情報源は、IDPがKRI及び他のクルド人支配地域に入るために必要となる様々な文書を挙げている。ジャーナリストのOsama Al Habahbehによると、KRIに入域することを望むIDPは、スポンサーの他、イラク国籍証明書(アラビア語で『shahadet al-jensiyya』)も提示しなければならない。ジャーナリストのShalaw Mohammedは、以前であれば、当局は対象者の出身地を確認するために国籍証明書と食糧配給カードを見せるよう要求したと語った。また、IDPはクルド人のスポンサーの名を知らせよう要求された。カンディルによると、正式には、ID文書なしで検問所を通過することは不可能である。IDPは検問所を通過するため、IDの情報源として市民IDカード、居住証明カード又は国籍証明書を提示することができる。」

7.1.4 また、同報告書は、次のように伝えている。

「様々な情報源によると、IDPは空路でKRIに入域することができる。2つの情報源は、イラク市民がスポンサーを持たずに空港を通じてKRIに入国できると語った。また、IRCによると、大半のIDPは現在、飛行機でKRIに到着しており、これらのフライトの大半はバグダッド発である。バグダッドからのIDPは通常、自活するのに十分な資金を持っているので、車ではなく国内線でKRIに到着した場合、歓迎されるとIOMは語った。また、国際人道機関によると、空港を経由した入域は問題がないものの、IDPは無期限に在留することができず、また、空港で当局に登録しなければならない。UNHCRによると、海外又はイラク国内の他の地から空路でKRIに入域する人々には短期在留許可文書が発行され、この文書はアサイシュが保安検査済証を発行した後、居住地で延長することができる。これにより、IDPは一時的にKRIに定住することができる。UNHCR及び2つの情報源は、有効期間が様々な短期在留許可証があると語っている。2つの情報源によると、この短期在留許可証は、アサイシュが発行している。国際人道機関の説明によると、入域者は空港に到着した時点で登録せずにその場を逃げ切ることができるかもしれないが、そのような行動を取れば、その者は以後KRI内を自由に動き回ることができなくなる。また、未登録の人物は住宅を賃借することができない。」

7.1.5 さらに、同報告書は、次のようにコメントしている。

「様々な情報源によると、KRI出身のイラク市民はKRIに帰還する際、問題に直面することはない。しかしながら、これらの情報源の一部は、イラク市民がKRI出身でない場合、そ

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

の者はKRIの空港に到着してからKRIにとどまることなく、その出身地まで移動し続けなければならないと語った。

「この点に関して、警備総局のEsmat Argushi局長は、入域者が有効なパスポートを所有している場合、その者がクルド人又はアラブ人であるかを問わず、イラク市民として取扱うと語っている。KRI以外の地を出身地とするイラク市民は海外からKRIの空港を経由して自主的に帰還できるかどうかを聞かれ、強制送還は行われず、また、これまでバグダッドからの帰還民をKRIの空港で見たことはないとEsmat Argushiは答えた。しかしながら、海外からイラクに帰還するバグダッド出身の者がKRIに入域しようとする場合、その者はクルド当局によりバグダッドへ送還されることになる。同様の対応がキルクークから来る者についても当てはまる。この者はキルクークに送還されることになる。同様に、IOMは、非クルド人であるイラク市民の場合、スレイマニヤ及びアルビール空港を通じて直接KRIに入域し、住居を定めることは極めて難しいと語っている。

「PAO [公的支援機関]/KHRW [Kurdish Human Rights Watch：クルド人権ウォッチ]は、海外から帰還するイラク市民がKRI市民でない場合、在留許可証を取得する必要がある、許可証がなければ、KRIを離れなければならないと語っている。また、PAO/KHRWは、IDPがスポンサーを見つけられない場合、そのIDPはKRIを離れなければならないと説明している。ジャーナリストのShalaw Mohammedは、スポンサーとなる用意があるKRIの企業から雇用契約の申し出がなされている帰還者は、この規則を免除される可能性がある」と説明している。このような場合、この帰還者は保安検査を受けた後でKRIに住むことを認められる可能性がある...

「3つの情報源は、自由にKRIに入域できるキルクーク出身のクルド人を含むクルド民族は、スポンサー要件を免除されると語っている。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、キルクークに長い間居住しているクルド民族がKRIに入域することは可能であると語っている。キルクーク出身のクルド人がKRIに入域するだけでなく、定住することができる可能性に関して、カンディルはクルド民族であればKRIに定住することに何の問題もないと語っている。しかしながら、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、キルクーク出身のクルド人がKRIに定住できるかどうかは不確かであるとして、キルクークに入域できるが、キルクークからKRIに行くことができないIDPの事例があると言葉を継いだ。国際人道機関は、クルド民族がKRIに入域できるかどうかは、その個人の政治的所属によって決まる可能性があり、依然として複雑な問題であると語っている。しかしながら、アサイシュ警備総局のEsmat Argushi局長は、キルクークに長い間居住しているクルド民族に対しても、他のイラク市民と同じKRI入域手続きが適用されると語っている。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

「UNHCRの説明によると、キルクークの住民として登録したクルド人はKRIのいずれの地域にも再登録することができず、不動産を購入することもできない。キルクーク出身の男性がクルド人支配地域又はKRIの他の地に住む女性と結婚した場合、彼女の住民記録はキルクークに移動される。このような夫婦は、キルクークを出入りすることができず、KRIに転居する又は不動産を購入することもできない。」

[目次に戻る](#)

7.2 居住要件

7.2.1 デンマーク事実調査団の報告書は、次のように伝えている。

「様々な情報源によると、在留許可証を申請したいと思うイラク市民はスポンサーを必要とする。これらの情報源のうち2つは、IDPがKRIに到着した際、そのIDPは観光客として1~2週間滞在することができると語っている。同じ情報源はそれぞれ、在留許可証を申請する手続き（スポンサーの提示を含む）を、次のように説明している。

「PAO/KHRWは、IDPがKRIに[2週間よりも]長く滞在することを望む場合、スポンサーがいなければならない、公務員として雇用されていなければならないスポンサーを見出した後、IDPは住む場所を見つけ、また、地元のムフタールからサポート・レターを取得しなければならないと語った。また、スポンサーも雇用が継続していることを確認させるため、本人が勤務する政府機関からサポート・レターを取得しなければならないとPAO/KHRWは言葉を継いだ。さらに、IDPとスポンサーはムフタールからサポート・レター、スポンサーの雇用主からのサポート・レター及び関係する全てのID文書（国民IDカード及び公的配給制度カードを含む）を持って地元のアサイシュ警備事務所に出向かなければならないとPAO/KHRWは語った。PAO/KHRWによると、申請が却下された場合、その決定に関して不服を申し立てる場所はない。

「国際移住機関（IOM）によると、KRIに1週間以上滞在することを望む場合、宿泊し始めてから1週間以内に宿泊地域にある地元のムフタール事務所と最寄りのアサイシュ事務所に登録しなければならない。また、近隣に定住する意図を全く持たずにホテルに1週間以上宿泊する場合、アサイシュのみから許可を得ればよく、ムフタールに申し入れる必要はないとIOMは言葉を継いだ。IOMによると、個人又は世帯主は自らクルド人のスポンサーの氏名、KRIの居住地、車の登録情報及び本人の氏名を届出なければならない。IOMの知る限り、家族全員の氏名が記載された文書と車の登録番号を提出しなければならない。また、1週間有効な在留許可証は、アサイシュから保安検査済証が発行されるまでの間、短期間のみ延長される。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

「しかしながら、3つの情報源は、慣行が必ずしも一貫していないと語った。2つの情報源は、在留許可証を取得するためにどのような基準を満たさなければならないのかが不明であると説明した。この情報を踏まえ、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、許可証を取得するKRI内の各県の状況に応じて、許可証を取得する方法は様々であると語った。国際救済委員会（IRC）は、KRIの人々と何の繋がりもない在留希望者の場合、KRIにおける在留許可に係る登録には、2～3年かかる可能性があると言った...

「IOMは、在留許可証の申請に係る処理と更新された在留許可証の有効期間に関して、手続きは恣意的に実施されると語った。IOMによると、永住許可証の承認プロセスが進められている間、一時的在留許可証は1週間若しくは1か月又は2か月、場合によっては3か月間、延長されることもある。IOMの知る限り、可否の決定は申請者の背景及び出身地によって決まる可能性がある。

「PAO/KHRWによると、IDPが5年後に永住許可証を確実に取得できるようになるという定着した慣行はない。慣行は地域によって異なる。長期間に亘ってKRIに住んでいるIDPを含め、長期居住者は新たに定住したIDPよりも優遇される。しかしながら、PAO/KHRWによると、それでも在留者は、住んでいる県により、3か月若しくは6か月ごと又は1年に1度在留許可証を更新しなければならない。クルド人IDPは在留許可証を更新する必要がある。必要があるのはアラブ人IDPだけである。

「国際NGOによると、永住許可証は1年間有効な許可証であり、更新可能である。IOMは在留許可証を当初の有効期間を6か月とする更新可能な許可証であると定義している。」

7.2.2 駐バグダッド英国大使館は、2014年12月4日付書簡の中で、次のように伝えている。

「11月には大きな変化が起き、入域するためにはクルディスタン地域の住民であるスポンサーがいなければならないという以前の要件が撤廃され（これは、スポンサーシップが特定の検問所で公然と販売されていたことが理由であると言われている）、代わって、IDPに対し、自らアサイシュ事務所に出頭して審査と承認を受けることを義務付ける新たな手続きが現在運用されている。IDPは、一旦承認された場合、KRIの各県内を自由に移動し、民間住宅を賃借する権利を与える居住証明カードを発行される。有効な航空券チケットを所有している人々は乗り継ぎ機会を引き続き与えられている。空路でアルビール又はスレイマニヤ空港に到着する人々は同様に、その宿泊を正当なものにするため、最寄りのアサイシュ事務所に出頭することを指示されている。入国可否の判断は、依然としてクルド移住・国境職員の裁量に委ねられており、予告なく一時的な入国制限が課され、解除される可能性があるという点を再度強調しておく価値がある。」

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

7.2.3 デンマーク事実調査団の報告書は、次のように伝えている。

「アサイシュ警備総局のEsmat Argushi局長は、多くの場合、スポンサーは誰を後援しているかを知らないという状況を踏まえ、スポンサーシップ制度は2012年に廃止されたと語った。4つの情報源は、スポンサーシップ要件の撤廃を確認した。しかしながら、同じ情報源と独立研究機関は、実際面において、スポンサーシップ制度は依然として実施されていることを示唆している。2つの情報源によると、スポンサーシップが廃止されたのは、スポンサーシップの販売がビジネスになってしまったという事実に起因している...

「様々な情報源は、スポンサーシップがなくともKRIに入域するのは可能であるが、KRIで働く又はKRIに定住するためには、実際面においてスポンサーシップが必要であると語った。この点に関してIOMが語ったところによると、イラク市民はKRIの地境にある検問所又は空港に到着した時点で、1週間有効な在留許可証を与えられる。西洋のある外交官は、KRIに入域するのにスポンサーを必要とする者は誰もいないが、イラク市民はKRIで働くためにスポンサーシップを真に必要としていると語った...

「2つの情報源の説明によると、当局は2014年末からスポンサーシップ要件をIDPに課し始めた。UNHCRによると、IDPは、何らかの形態のスポンサーシップ又は特定の民族的若しくは宗教的特徴を有しており、かつ、政府職員又は移住地域内の治安部隊に雇用されている人々と何らかの繋がりが無い限り、KRIに入域するのは極めて困難となる可能性がある。紛争地域においても、何らかの形態のスポンサーシップが必要である。

「これに反して、西洋のある外交官は、イラク市民がIDPとして入域する場合はスポンサーシップが不要であると語った。IRCは、キャンプ内に住むIDPにスポンサーシップ要件は課されないが、キャンプ外に住むIDPにはスポンサーシップ要件が課されると語り、前記の見解と若干異なる見方を示した...

「ジャーナリストのOsama Al Habahbehは、当局から公式招待を受けていない限り、商用目的でKRIを訪問する場合でもスポンサーシップが必要であると語った。また、2つの情報源によると、KRIで働くことを望むイラク市民はスポンサーシップを有していなければならない...

「3つの情報源は、IDPが大量に流入していた頃、スポンサーシップ要件が厳格に課され、KRIへの入域は制限されたと語った。このうち、2つの情報源は、宗教的祝日であってもスポンサーシップ要件は解除されていないと語った...

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

「IOMによると、キルクーク出身のクルド人を含むクルド民族は、スポンサー要件を免除されている。国際人道機関が語ったところによると、スポンサーシップ要件には幾つかの適用除外事項があり、たとえば、関係するIDPが治療目的で入域する必要がある場合、又は独身女性若しくは子どもを連れた女性世帯主である場合、このIDPはスポンサー要件を免除される。UNHCRは、地元の部族又は宗教指導者が特定のIDP集団をクルド人支配地域に入域させる交渉に成功した場合には、免除措置が適用されたと語った。また、UNHCRは、キルクークにおいて、一部の地元指導者が入域や一時的住居に関する首長との交渉に成功した事例があると言葉を継いだ...

「手続き的な事項に関して言えば、2つの情報源によると、スポンサーはIDPの身元を保証する文書に署名するため、検問所まで行かなければならない。アサイシュ警備総局のEsmat Argushiはこの見方と異なり、当局は現在、スポンサーシップ要件に代えて、KRIに入域する非KRI住民の文書を検証し、いわゆるストップ・リスト（身柄拘束対象者リスト）に載っている者のデータベースと照合することに加え、その指紋を採取し、写真を撮っていると語った...

「国際NGOに勤務する弁護士は、アルビール県及びドホーク県への入域に関する手続きは、スレイマニヤ県への入域に関する手続きと異なっていると語った。

「アルビール県又はドホーク県に入域することを望むIDPは、承認を得るため、入域検問所に出頭しなければならない。アルビール県で有効な在留許可文書をまだ所有していないアラブ人IDPは、検問所で入域を拒否されるのが一般的である。国際NGOに勤務する同弁護士は、クルド人、ヤズィーディー教徒及びキリスト教徒は一般に、既存の在留許可文書なしでアルビール県又はドホーク県に入域することを許可されると言葉を継いだ。しかしながら、警備が強化されている期間中は、これらの集団も厳重な警備制限を受ける可能性がある。

「国際NGOに勤務する同弁護士によると、スレイマニヤ県に入域することを望むIDPは必要書類を持って検問所の検査を受けなければならない、この検査に合格すれば30日間有効な観光ビザの形態で入域する許可が与えられる。この30日間が経過した後、IDPは難民・移民局（BoDM）と地元のムフタル事務所に登録するとともに、その時点でスポンサーシップ要件が執行されているか否かに応じてスポンサーを見出さなければならないと同弁護士は言葉を継いだ。

「さらに、国際NGOに勤務する同弁護士は、KRIの全ての県における手続きは極めて複雑

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

であり、IDPが....を紛失したかもしれないような多くの文書が必要であると語った。

「様々な情報源は、スポンサーがクルド市民でなければならないと語った。また、PAO/KHRWによると、スポンサーは男性で政府に雇用されていなければならない。さらに、PAO/KHRWは、スポンサーシップが多くの人々にとってビジネスになってしまったため、スポンサーは政府従業員でなければならないという要件が2012年に課されたと語った。KRIに住む人々の大半は政府に雇用されているとPAO/KHRWは言葉を継いだ。2つの情報源は、スポンサーがその身元を保証するIDPが何か悪いことをした場合、スポンサーは逮捕され、IDPの行為に対して責任を問われる。

「IRCによると、スポンサーは家主又はIDPの雇用主である場合が多い。」

7.2.4 また、同報告書は、KRIにおける経済的機会について、次のようにコメントしている。

「3つの情報源は、KRIにおける雇用機会の数がIDPだけでなくホスト・コミュニティにとっても極めて限られていると語った。この点に関して、ERCは、KRIにおける金融危機のため、ホスト・コミュニティ出身の人々でさえも、職を失いつつあると語った。3つの情報源は、建設事業や石油事業を含む民間部門が金融危機の影響を受けていることを示唆した。これらの情報源の一つであるIRCは、石油部門における多くの職が外国人労働者で占められていると言葉を継いだ。

「3つの情報源は、一般的にどのような分野でIDPが職を見出すことができるかを尋ねられた際、IDPは、たとえば建設工事又は農業やレストランなどでの臨時職など高い技術を必要としない分野で何とか職を得ることができると語った。また、IRCは、学歴のあるIDPであれば、NGOでの職を見出す可能性があるものの、この分野で就くことができる職の数は少ないと語った。

「3つの情報源によると、公的部門は新たな職を募集していない。また、3つの情報源は、クルディスタン地域政府（KRG）が2015年6月以来政府職員に給与を支払っていないという事実を指摘した。IOMによると、クルディスタン地域行政の下では公務員の給与で生活することができない。

「様々な情報源によると、公務員として働くIDPは今もなお、バグダッドの中央政府から給与を受け取ることになっている。しかしながら、2つの情報源は、2015年9月現在、給与支払いに遅延が生じていると語った。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

「KRIにおける現在の失業率は、3つの情報源がそれぞれ異なる数値を挙げており、6.5パーセントから35パーセントまでの幅がある。

「3つの情報源は、ホスト・コミュニティのメンバー、IDP及びシリア難民の間でKRIにおける職の競争があると指摘した。3つの情報源によると、IDPは通常、ホスト・コミュニティのメンバーよりも低い給与で働く意思があり、また、働くことができる。IOMによると、多くの企業が人員を削減しているため、組織としてのIOMは欧州からKRIに帰還したクルド人難民のために職を見出す上で困難に直面している。」

7.2.5 IDPに対する差別並びにIDP向けの住宅及び金融支援の利用に関する情報については、同報告書（53～56頁）を直接参照されたい。

[目次に戻る](#)

7.3 入域制限

7.3.1 駐バグダッド英国大使館からの2014年12月4日付書簡は、入域制限は課されないという保証がなされたにもかかわらず、KRIに入域しようとするIDPに対して一時的な制限が課されていたと伝えている。同書簡は、一部のIDPの家族（大半がアラブ人）がSherawa検問所（キルクーク - アルビール間）やSheikh Abdul Qader検問所（モスル - アルビール間）からの入域を拒否されたことを強調した。また、KRIとダーイシュ支配地域の間を行き来する人々も、入域を拒否された。さらに、この対応は「クルディスタン地域内で行われる可能性があるテロリスト活動をクルド当局が引き続き懸念している状況を反映している。最近の出来事として、11月19日にアルビールの県知事事務所近くで簡易爆発物による攻撃があり、この懸念が現実のものとなった。この事件以来、数日間に亘って複数の検問所が閉鎖され、クルディスタン地域へ入域しようとする全てのIDPは入域を拒否された。」と同書簡はと強調した。

7.3.2 デンマーク事実調査団の報告書は、次のように伝えている。

「様々な情報源によると、IDPはもはやKRIに入域するのを許可されておらず、地境は閉鎖されている。また、ジャーナリストのShalaw Mohammedは、IDPがキルクークとKRIに入域するのを認める取扱いが2015年2月に停止されたと説明した。Shalaw Mohammedが挙げた事例によると、その理由は、幾つかの村落におけるIDPの人数がホスト・コミュニティの住民の数を上回ってしまったのがその理由のように思われる。

「2つの情報源は、IDP地境検問所を通過することができたIDPの事例を挙げた。カンディ

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ルは、既に難民・移民省（MoMD）に登録しているIDP、地元のスポンサーがいるIDP、KRIの教育機関に登録されている学生、独身女性など一部の人道的ケースに関して例外措置が講じられたと語った。また、UNHCRは、キリスト教徒コミュニティのメンバーについて柔軟な対応が見られたと語った。

「2つの情報源は、多くのIDPが、地境の検問所、たとえばバグダッドからアルビールに向かう路上で順番を待っており、事実上、定住受入が確立されていると語った。Osama Al Hababbehによると、IDPは検問所脇で座りながら、身元を保証してくれるスポンサーを見つけようとして待っている。IRCは、地元のコミュニティが時折、IDPのために宿泊施設を提供していると語った。

「カンディルによると、地境にあるKRIの検問所における手続きは一貫していない。人道的ケースの検問所通過はUNHCRがアサイシュと連携することで容易になっているが、カンディルにインタビューした時点における検問所の日常業務状況は、大半の場合、特定の日時において特定の検問所に居合わせる特定の職員に左右されていた...

「ジャーナリストのShalaw Mohammedは、前線の検問所を通じてキルクークとKRIに入域することを望むIDPの場合、この検問所の利用は現在停止されている。

「アサイシュ警備総局のEsmat Argushiを含む3つの情報源は、IDPがアサイシュのストップ・リストに載っている場合、そのIDPは検問所で拒絶されると語った...

「様々な情報源によると、IDPは空路でKRIに入域することができる。2つの情報源は、イラク市民がスポンサーを持たずに空港を通じてKRIに入国できると語った。また、IRCによると、大半のIDPは現在、飛行機でKRIに到着しており、これらのフライトの大半はバグダッド発である。バグダッドからのIDPは通常、自活するのに十分な資金を持っているので、車ではなく国内線でKRIに到着した場合、歓迎されるとIOMは語った。また、国際人道機関によると、空港を経由した入域は問題がないものの、IDPは無期限に在留することができず、また、空港で当局に登録しなければならない。UNHCRによると、海外又はイラク国内の他の地から空路でKRIに入域する人々には短期在留許可文書が発行され、この文書はアサイシュが保安検査済証を発行した後、居住地で延長することができる。これにより、IDPは一時的にKRIに定住することができる。UNHCR及び2つの情報源は、有効期間が様々な短期在留許可証があると語っている。2つの情報源によると、この短期在留許可証は、アサイシュが発行している。国際人道機関の説明によると、入域者は空港に到着した時点で登録せずにその場を逃げ切ることができるかもしれないが、そのような行動を取れば、その者は以後KRI内を自由に動き回ることができなくなる。また、未登録の人物は住宅

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

を賃借することができない。」

7.3.3 また、同報告書は、次のように伝えている。

「UNHCRは、クルド人支配地域のあらゆる地域に検問所が設けられている他、予告なしで市内に臨時検問所が設置されることがあると語った。これに呼応するかのように、国際人道機関も、KRI及び他のクルド人支配地域に多くの検問所があるが、アルビール市内には設置されていないと語った。国際人道機関によると、クルド人支配地域内のある都市から他の都市に向かうためには、少なくとも一つの都市を離れる際、及び他の都市に入る際には検問所を通過しなければならない。また、IOMの説明によると、KRIではクルド人支配地域からKRIに向かうときよりも通過する検問所が少なく、また、KRI内の検問所を通過するのは、KRIとの地境にある検問所を通過するよりも容易である。3つの情報源は、警備上の理由で、また、地域内における武器の違法輸送に関する通報を受けた際に車内を隈なく搜索するため、KRI内に臨時の検問所が設置される可能性があるとして説明した。様々な情報源によると、KRI内の検問所にはクルド当局職員（軍の兵士又は治安職員）が配置されている...

「国際人道機関によると、民兵組織が支配する地域においては、非公式な検問所がある。この見方と同様に、他の2つの情報源も、KRI外の紛争地域においては、部族や反対派集団が要員を配置している非公式な検問所が多数あると語った...

「検問所で身元確認のために利用することができるID文書には多くの種類があると様々な情報源が語った。アサイシュ警備総局のEsmat Argushi局長の説明によると、KRI内の検問所における手続きは、検問の対象となっているIDPがイラク市民であることを確認するための作業としてそのIDPのID文書を検証するところから始まる。また、3つの情報源によると、IDPは検問所を通過するため、国籍証明書を提示することができる。これらの情報源の一つは、もう一つの情報源と一緒に、IDPが市民IDカードを提示できると語った。しかしながら、カンディルは、次に掲げるID文書を全て有していなければ、イラク国民は国内移動することも、検問所を通過することもできないと語った。市民IDカード（アラビア語で『al-betaqa as-shakhsiyya』、また、『betaqet al-hawwiyya』又は単に『al-hawwiyya』とも呼ばれる）、国籍証明書（アラビア語で『shahadet al-jensiyya』）及び居住証明カード（アラビア語で『betaqet al-'iqama』）。

「ジャーナリストのShalaw Mohammedは、KRIへの入域が停止される前、当局は検問の対象となっている者の出身地を確認するため、食糧配給カード（アラビア語で『betaqet at-tamween』）も見せるよう要求したと語った。また、IOMは、検問所を通過する際、パスポート、時には運転免許証を提示するよう要求される可能性があるとして語った。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

「一部の事例の場合、ID文書を提示しなければならないのは世帯主だけであり、また、検問所の通過を容易にするため、クルディスタン民主党(KDP: Kurdistan Democratic Party)又はクルディスタン愛国同盟(PUK: Patriotic Union of Kurdistan)の党员カードを提示する者もいるとIOMは言葉を継いだ。IOMの説明によると、クルディスタン民主党(KDP)のカードはアルビールとドホークで効くかもしれない、クルディスタン愛国同盟(PUK)のカードはスレイマニヤで役に立つかもしれない。

「カンディルは、ID文書を持たない旅行者が賄賂を使って検問所を通過できる場合があると語った。UNHCRと同様に、カンディルも必要なID文書の種類は、民族性又は宗教的信条によって決まるという見解を表明した。カンディルの説明によると、居住証明カードはアラブ人が検問所を通過する上で最も重要な文書である一方、キリスト教徒、クルド人及びヤジディ教徒は検問所を通過するのに居住証明カードを必要としない。さらに、UNHCRによると、トルクメン人とキリスト教徒のIDPは検問所を通過するのに短期在留許可証明書を用いることができる。

「IOMは、個人レベルで見れば、IDPはID文書を紛失したとしても検問所で拒絶されないと語った。しかし、IDPの大きな集団がID文書を持たず一斉に検問所にやってきた場合、このIDP集団はIDPキャンプに入れられる可能性がある。カンディルによると、ID文書なしで検問所を通過することはできないというのが共通の認識であり、これを試みるIDPはほとんどいない。カンディルが承知しているもので、検問所の通過に関係する勾留の唯一の事例は、イスラム国に協力しているのではないかと疑われる者の勾留である。Baharka IDPキャンプの管理者によると、ID文書なしでアルビール内を動き回っているIDPは、検問所間のどこかで身柄を拘束されるか、予期せぬ検問所で捕えられる可能性がある。また、Baharka IDPキャンプの管理者によると、一般的に言って、スンニ派アラブ人とトルクメン人のIDPは、アルビール県内における移動を許可する有効な居住証明文書を所有していない場合、移動の自由に関して、より多くの問題に直面する...

「アサイシュ警備総局のEsmat Agurshi局長によると、IDカードがあれば、IDPはKRI内を自由に動き回ることを認められる。しかしながら、様々な情報源は、IDPが移動に関して制限を受けていると語った。

「PAO/KHRWは、IDPがKRIのある地域から他の地域へ移動することを望む場合、その者は入ろうとしている地域のアサイシュ事務所から承認を得るだけでなく、離れようとしている地域のアサイシュ事務所の承認も得る必要がある。また、その承認書を不動産事務所まで持ち込まなければならない。そのような承認を得るための具体的基準はなく、アサ

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

イシュ事務所の個々の職員によって決まる。IDPが一旦登録された後は、再度承認を得る必要はないはずである。しかしながら、IDPには移動の制限が課されている。IDPがたとえばドホークで登録された場合、IDPはアルビールに移動することができない。

「国際NGOの説明によると、ほとんど例外なくIDPは県と県の間を移動することができない。IDPは、まずIDPとして登録した地域にとどまらなければならない。IDPは、よいコネを持っていない限り、県と県の間を検問所を通過することを許可されない。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、IDPが既にKRIで生活しているからといって、そのことはKRI内を自由に移動できるということを意味しないと語った。IDPの居宅は一つの県に限定されており、他の県に移動するためには追加の許可証が必要となる。

「国際NGOに勤務する弁護士によると、爆撃が行われ、その背後にスンニ派がいることがわかってから、スンニ派アラブ人は突然KRI内を自由に移動することができなくなっている。

「カンディルによると、県と県の間移動に係る自由は、その時々治安情勢を反映して変動する...

「2つの情報源によると、クルド人支配地域内の多くのキャンプの場合、IDPはキャンプを離れる際、ゲートでアサイシュに市民IDカードを手渡さなければならない。また、UNHCRは、この手続きが移動の自由に関してIDPに難題を突き付けていると語った。ERCによると、IDPは望むときはいつでも自由にキャンプを離れることができ、また、たとえば、周辺地域で職を見つけるために外出することができるが、キャンプに戻ってくる際は登録カードを提示しなければならない。UNHCRによると、イスラム国に関係していると疑われたIDPは、クルディスタン当局から移動の自由に係る制限を課される。

「Baharka IDPキャンプ管理者によると、IDPの20パーセントは何らかの種類の文書を紛失しており、文書を持たないIDPは移動の自由を制限されるだけでなく、身柄を拘束される危険がある。Baharka IDPキャンプ管理者は、IDPがBaharkaキャンプを離れる際、ID文書をアサイシュに置いて行かなければならないと言葉を継いだ。また、Baharka IDPキャンプ管理者によると、この結果、こうしたIDPは通常、難民・移民省（MoMD）に登録できない。IDPは在留許可文書を取得することができず、在留許可文書がなければKRI内で従業員として合法的に働く又は住宅を賃借することができない。カンディルは、キャンプで生活しているIDPの中で、KRI内の在留許可証を所有している者はいないと伝えた。UNHCRは2015年12月、アルビール県において当局がIDPに在留許可証を発行し始めたこと伝えた。これは、IDPが移動の自由が得られることを意味する。」

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

7.3.4 さらに、同報告書は、次のように伝えている。

「3つの情報源によると、クルディスタン当局にコネを持っているIDPはKRIに入域することができる。また、このうち、2つの情報源によると、資金があるIDPはKRIに合法的に在留するため、少額の賄賂を支払うことができる。

「様々な情報源は、IDPの直面する困難がその民族的特徴に関係しているという見解を表明した。様々な情報源は、KRIへの入域を拒否される又はKRIに入域する際に直面する様々なレベルの困難に直面する民族として、スンニ派アラブ人、アラブ人全般、及び一定の割合のシャバク人(Shabaks)を挙げた。しかしながら、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、スンニ派アラブ人とトルクメン人の場合、空港を経由してKRIに入域することは依然として可能であると語った。国際NGOに勤務する弁護士は、非クルド人IDPがKRIに入域する方が難しいと語った。ジャーナリストのAl Habahbehの説明によると、スンニ派教徒は全てKRIに入域するためにスポンサーを必要とするが、これは南部から逃れてきたキリスト教徒とヤズィーディー教徒には当てはまらない。また、クルド人とトルクメン人はスポンサーシップ要件を免除されている。UNHCRによると、ヤズィーディー教徒とキリスト教徒は時折、他の民族集団と同様の障害を経験するが、KRIへの入域に関しては障害がなかった。

「さらに、UNHCRは、2014年11月以降、在留許可文書を所有している者を除き、アラブ人とトルクメン人のIDPがアルビール県へ入域するのを許可する取扱いが中断されていると語った。しかしながら、国際人道機関によると、スンニ派教徒は全て、たとえ有効なイラク在留許可証を所有していたとしても、一般にKRIへの入国を拒否されている。UNHCRによると、アラブ民族の独身の男性及び女性は空港経由でのみアルビールに入域することができる。この独身の男性と女性はアルビール空港に到着した際、クルド人のスポンサーを必要としない。独身の男性と女性は空港で3~5日間有効な入域許可証を発行されるが、就業目的でアルビールに在留しない限り、この許可証は更新されない。したがって、独身の男性及び女性は、アルビールで職に就かない限り、短期の在留許可文書(別名、観光客用パス)を発行されない。

「検問所職員によると、アラブ人が車でKRIに入域するためには事前にアサイシュの承認を得る必要があるというのが現在の規則であるが、以前はクルド人のスポンサーがいるという条件を満たすだけで十分であったとヒューマン・ライツ・ウォッチは伝えている。

「PAO/KHRWは、それに反する事実が証明されるまでスンニ派教徒はイスラム国の一部であるという一般的な見解をクルディスタン当局が持っている」と指摘した。PAO/KHRWによると、長い間KRIに住んでいるスンニ派アラブ人でさえも、地境の検問所又はKRI内の検問

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

所を通過するのに困難を経験するかもしれない。同様に、国際NGOに勤務する弁護士が語ったところによると、KRIのホスト・コミュニティは一般に、それに反する事実が証明されるまでアラブ人IDPをアンバール県から来たテロリストであると考えている。さらに、UNHCRは、アラブ人、トルクメン人及びキリスト教徒のIDPが路上の検問所を通過できるのは、アルビール県のアサイシュが発行した有効な在留許可証を持っている場合に限り、と語った。しかしながら、キリスト教コミュニティのメンバーに対しては、特定の路上検問所において、一定の柔軟的措置が講じられる可能性があるように窺える。この見方と同様に、2つの情報源は、スンニ派アラブ人IDPがスポンサーなしで入域することは一般にできないと語った。また、IOMは、地境が通常通り運営されているとき、キリスト教徒とヤジディ教徒がKRIに入域するのはアラブ人よりも容易である可能性があるという話を聞いたことがある。

「2つの情報源は、一般に差別が全くないと発言するに当たって、異なる見解を表明した。西洋の外交官は、差別がないと言ってもスンニ派アラブ人がイラク南部奥のキルクーク、ディヤーラー県及びサラーフッディーン県からKRIに入域しようとする際には、問題に直面すると語った。一方、IOMは、クルド人でなければ、KRIに入域する際、より厳格な手続きが適用されると語った。アサイシュ警備総局のEsmat Argushi局長によると、アラブ人の若い男性は入域を拒否されない。」

[目次に戻る](#)

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

8. クルディスタン地域（KRI）外の地域への入域

8.1 キルクークにおける入域制限

8.1.1 デンマーク事実調査団の報告書は、次のように伝えている。

「ジャーナリストのShalaw Mohammedによると、IDPはキルクークに行くことを望む場合、キルクークから南へ47km離れた町ダクク（Daquq）を通過しなければならず、この検問所でキルクークに入域するためにはID文書を提示しなければならなかった。しかしながら、IOMの知る限り、キルクーク県のクルド人支配地域は、キルクークで登録されていない人々の入域を受け付けていない。ただし、人々はそれでも何とか入域しているという話をIOMは聞いたことがある。この見方と同様に、カンディルはアラブ人がキルクークに定住するためには在留許可カードを必要とすると語った。また、カンディルは、クルド民族の場合、キルクークで在留許可証を所有する必要がなく、クルド人そのものではないが長期間に亘りキルクークに住んでいる一部の民族集団は、この点に関してクルド人と同等であるとみなされていると語った。カンディルによると、この集団はシャバク人、カカイ人[Kakai]（ヤルサニ教徒[Yarsanis]）、ヤズイーディー教徒及びキリスト教徒である。ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、資金とコネがあるキルクークのスニ派アラブ人とトルクメン人は、キルクークに入域できる可能性がある。

「複数の情報源は、IDPの入域に関してキルクーク当局が行った発言に言及した。ヒューマン・ライツ・ウォッチによると、キルクークへの入域に関して、キルクーク県知事はアラブ人は入域できないと語った。また、3つの情報源によると、キルクーク当局は、ディヤラー県とサラフッディーン県からのIDPはそれぞれの出身地へ戻るよう命じられる旨の発言を行った。」

8.2 バグダッド及びイラク南部における入域制限

8.2.1 米国国際開発庁（US Aid）の2015年6月付ファクト・シートには、次のような記述がある。

「6月初旬現在、IDPは引き続きバービル県、バグダッド県、カルバラー県、ナジャフ県、スレイマニヤ県で入域制限とスポンサー要件に直面している...国連特別報告官は、イラク当局が表明する警備上の懸念の正当性を認めつつ、移動の自由に関する制限、文書及びスポンサーシップ要件及びIDPの入域を禁止する検問所が存在している状況に加え、人道的アクセスが全般的に禁止され、安全が欠如し、IDP及び紛争の被害に遭っている全国の人々に対する支援が不足している状況を非難した。」

8.2.2 Landinfoの2015年2月付報告書は、国際避難モニタリングセンター（IDMC）

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

International Displacement Monitoring Centre)の発言を引用し、「一般的に言って、様々な県がこれまで以上に頻繁に入域制限を課すようになっているが、バグダッドに関しては、制限措置の期間に関する情報は一切ない。この他、我々は制限措置の有効期間や制限措置の対象に誰が含まれているのかについてほとんど知らない。」と伝えている。

8.2.3 ヒューマン・ライツ・ウォッチの2015年5月30日付記事によると、政府は2015年4月以来バグダッドとバービル県への入域に関して制限を課しているため、20万人弱が影響を受けており、KRIもまた、制限を課している。同記事は「入域する人々に身元保証人をつけるよう義務付けることにより、制限は実際面においてスンニ派アラブ人を差別している。」とコメントしている。

8.2.4 また、同記事は、アンバール県議会Sabah Karhout議員の発言を引用して、「県当局は、入域検問所で国内避難民が身元保証人又はスポンサーとなる地元住民を出頭させることができる場合に限り、その入域を認める。」と伝えた。同記事は続けて、次のように伝えている。

「本人自身が入域検問所へ出頭しなければならないある身元保証人は、最大で4家族まで保証することができると、治安部隊はヒューマン・ライツ・ウォッチに語った。ある治安職員はヒューマン・ライツ・ウォッチに保証書の写しを見せた。それはポストイット（付箋紙）のスティッカーであり、消えかかったイラク軍のスタンプ、入域する家族の世帯主が手書きした氏名、随伴している家族のメンバー数が記載され、陸軍将校が署名しているが、保証人の氏名は記載されていない。この情報は電子データベースの中に入力されている。」

8.2.5 同記事は、ダーイシュが2015年5月にラマディを制圧した際、バグダッド当局は市内に通じる橋梁を閉鎖し、スポンサーがいる人々の入域さえも拒絶したが、数日後にスポンサーシップ制度は復活させたと伝えている。

8.2.6 同記事は、次のように追記している。

「国連の『国内避難民に関する指導原則（UN Guiding Principles on Internal Displacement）』によると、国内避難民は『国内の他の地域に安全を求める権利』及び『その生命、安全、自由及び/又は健康が危険に晒される地域への強制移動又は再定住から保護される権利』を有する。[2015年]5月15日、国内避難民の人権に関する国連特別報告官のチャロカ・ベヤニ（Chaloka Beyani）は、イラク視察を締め括る発言として、『IDPがその身元を理由としてバグダッドや他の地域への入域を禁止されているという報告』を聞いて困惑するとともに、身元保証人要件について『深く憂慮している』と語った。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

8.2.7 2015年5月、国連のウィリアム・スピンドラー（William Spindler）は、「国内避難を余儀なくされた市民は、地元当局が入域制限措置を講じていることから、アンバール県を出て近隣県へ向かう途中にある様々な検問所で引き続き重大な障害に直面している」と語った後、バービル県とカルバラ県はアンバール県からの国内避難民の入域を受け付けなかったと言葉を継いだ。また、同氏は、「他の文書に関する厄介な要件も心配の種である。UNHCRのパートナーは600人の脆弱な人々 - こうした人々の多くは深刻な疾患又は障害を抱えながら生活している - がバグダッド県へ入域するのを支援しながら毎日を過ごしている。」と語った。

[目次に戻る](#)

付属書A: 駐英国イラク大使から英国へ宛てた書簡(2018年9月5日)

イラク共和国大使館
ロンドン

リターンズ・ロジスティックス：中東、アメリカ及び欧州
15th floor Lunar House
Croydon
CR9 2BY

2018年9月5日

イラク移住・人権委員会（Iraq Migration and Rights Committee）が2018年7月29日～2018年8月2日に英国を訪問する件

拝啓 ● ●

貴職の9月4日付書簡に関して、帰還者はバグダッド国際空港[BGW]に到着した時点で、保有する全ての文書を検査され、（問題がないことを確認された上で、）丁重に迎え入れられることを保証したいと思う。また、帰還者は証明レターを提供される可能性がある。

イラクに到着した帰還者は、指定された他の検問所を通過する際の一助となるレセパセ

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

又は証明レター（提供されている場合）を利用して国内便又は車でイラク国内の最終目的地へ向けて旅を続けることができる。その大半がこれまで開示されていない可能性がある国民 ID カードの写しを所有しているかもしれないことに留意されたい。

帰還者は到着後、帰還者自身の情報又はその家族の情報が記載されているページ番号と登録番号が掲載されている本人の旧証明文書又は家族記録の写しを利用して、自ら地元の住民登録事務所に出向き、申請することによって国民 ID カードを再作成することができる。

各県の民事局(Governorate Directorate of Civil Status Affairs)が全ての市民記録(Civil Status Records)を保存し、●●有しており、帰還者の登録番号とページ番号を参照して帰還者の身元を決定する際の一助とするために閲覧できる状態になっていることを我々は確認することができる。

敬具

Dr. Salih Husain Ali
駐英国イラク共和国大使

付属書B：イラク大使館から英国へ宛てた書簡（2018年10月2日）

イラク共和国大使館
ロンドン

2018年10月2日

● ● ●

拝啓 ● ●

当大使館の9月5日付書簡で説明した内容に加え、バグダッドから KPG 又はイラク国内のいずれかの都市へ旅を続ける全ての帰還者に同じ手続きが適用されることに留意されたい。証明レターはケースバイケースで、また、（時折、帰還者から要求される）文書が利用できるか/できないかに応じて、発行される。証明レターは、バグダッド国際空港警察が発行し、証明レターには、帰還者に関する情報（氏名、出生日及び帰還者がレセパセで到着し、その帰還手続きが空港で終了していることを明らかにする記述内容を含む）が記載されている。このレターは照会があった際に十分な証拠として利用でき、これで検問所を通過することができる。極めて稀ではあるが、帰還者は検問所で質問される場合があることに留意されたい。この証明レターは全ての場合において、常に発行されるとはかぎらず、ケースバイケースで判断される。全ての市民記録は全国的に保存されており、何らかの形態の損傷又は破壊が起きた場合に備えて、全県の市民記録を保存して

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

おくバックアップ用中央登録簿がバグダッドにある。このバックアップ用市民登録簿(マイクロフィルム)は1957年からの記録を全て対象としている。

帰還委員会の代表者たちはバグダッド国際空港で対応することができ、帰還者が航空機に搭乗することを事前に当大使館に通知してもらえれば、週末であろうとも帰還者を迎え入れる用意ができている。職員は帰還プロセスを取扱う資格を十分に有しており、間際の連絡であっても十分対処することができる。

敬具

カウンセラー

Wael Alrobaaie

イラク大使館 - ロンドン

電話：02075907650 内線 210

21 Queens Gate SW7 5JE London www.mofa.gov.iq

電話：442075907650

lonemb@mofa.gov.iq

ファックス：+442075907679

バージョン管理 (略)